

(b) かかる機械、設備、有害物質が就業者による利用だけを目的として製造または供給されたものかどうかを問わずに適用される

(c) 元請人または代理人としてかを問わず、販売、移動、貸し借りを目的とする機械、設備、有害物質の供給、および他者に供給する目的での個人への機械、設備、有害物質の供給まで適用範囲となる

(3) 第(1)項で指定されたあらゆる者に課される義務は、この者が、分割払い契約、条件付き販売契約、信用販売契約の下で、相手方(本条でいうところの顧客)に機械または設備を供給しており、顧客が他者からかかる機械または設備を取得するための融資事業の過程で行われたに過ぎない場合は、適用されないものとする。

(4) いずれかの者(本項でいうところの表面上の供給者)が、分割払い契約、条件付き販売契約、信用販売契約の下で、就業中に使われるあらゆる機械または設備を顧客に供給しており、かかる表面上の供給者が

- (a) かかる契約によって他者が物品を取得するための融資事業を行っており
- (b) こうした事業の過程において、顧客が第三者(本項でいうところの事実上の供給者)から機械または設備を取得するための資金提供の手段として、顧客に供給された当該機械または設備に対する利子を取得している場合

本条において、顧客に機械または設備を供給しているとは、表面上の供給者ではなく事実上の供給者であり、従って、第(1)項で供給者に課されるあらゆる義務は表面上の供給者ではなく、事実上の供給者に適用されるものとする。

(5) いずれかの者が、就業中に使われるあらゆる機械、設備、有害物質を設計、製造、または供給し、相手方の書面による約束に基づき、適正利用すれば、かかる機械、設備、有害物質が安全であり、健康へのリスクがないよう、合理的に実施可能な限り、十分かつ特定的手段を講じている場合、約束という表現が合理的に意味する限りにおいて、当該約束は、第(1)項(b)により課せられる義務を、前者から免除する効力を持つものとする。

(6) 第(1)項(c)により、第(1)項(b)で課された義務を遵守するため、機械、設備、有害物質は試験および検査済みであるということを確認することが義務付けられている者は、以下の限りにおいて第(1)項

(c) を遵守しているとみなされるものとする。

(a) かかる試験または検査が、その者以外、またはその者の代理人によって既に実施されており

(b) その者が、かかる試験または検査を信頼することが合理的である場合

(7) 本条において、安全の欠如または健康へのリスクは、それが生じた場合またはそれが生じたことと関連して合理的に予見できなかったものであることが示された限りでは、無視されるものとする。

(8) 本条において、あらゆる機械、設備、有害物質に関する「供給者」には、供給する際のこれらの品目の製造者は含まないが、これらの品目を供給する際の輸入者は含まれる。

(9) 本条は、第5付則の規定する機械、設備、有害物質にのみ適用されるものとする。

機械または設備を設置、据付、修理する者、および終業時に利用する機械の管理者の義務

17. — (1) 就業中に利用されるあらゆる機械または設備の設置、据付、修理を行う者は、合理的に実施可能な限り、適正利用すれば確かに安全で健康へのリスクがないようにかかる機械または設備を設置、据付、修理する義務があるものとする。

(2) 第(1)項によりあらゆる機械または設備の設置、据付、修理を行う者に課される義務は、かかる機械または設備が、当該人物の取引、事業、専門職、請負事業の過程において設置、据付、修理される場合のみ適用されるものとする。

(3) 第(1)項により、適正利用すれば確かに安全で健康へのリスクがないように機械または設備を設置、据付、修理することが義務付けられている者は、以下の限りにおいて同項を遵守しているとみなされる。

(a) その者が、合理的に実施可能な限り、かかる機械または設備の設計者、製造者、供給者から提供された設置、据付、修理に関する情報に従い、設置、据付、修理しており

(b) その者が、かかる情報を信頼することが合理的である場合

(4) 職場において機械的動力で動く機械が使われている場合、本法のいかなる内容にもかかわらず、以下を確認することはかかる機械の所有者の義務となる。

- (a) 合理的に実施可能な限り、かかる機械が安全な状態に維持されてお
 (b) かかる機械の安全利用、およびかかる機械に関連する健康被害(該当する場合) についての予防措置(該当する場合) が講じられており、かかる機械の利用者がそれを利用できようにな
 っている
- (5) 機械的動力で動くあらゆる機械の所有者が、借主または賃借人と賃借契約を締結した場合、第(4)項において課される義務は、かかる所有者ではなくかかる機械の賃借人に適用されるものとする。
- (6) 機械的動力で動く機械の所有者、借主、賃借人が、他者との間でかかる機械の維持管理契約を締結した場合、第(4)項(a)項において課される義務は、かかる機械の所有者、借主、賃借人ではなくかかる他者に適用されるものとする。
- (7) 第(1)、(2)、(3)項は、第5付則の第1部で規定される機械または設備のみに適用されるものとする。

占有者および雇用主に関連するその他の義務

- 18.— (1) 雇用主は、本法に従い、就業中の従業員の安全、健康、福祉を確保するために行った、または提供したあらゆることに
 (a) 従業員に支払う契約金から減額、もしくは減額を許してはならない、または
 (b) 従業員から支払いを受ける、もしくは雇用主の代理人がその支払いを受けることを許してはならない
- (2) 雇用主は以下を理由に従業員を解雇または解雇すると脅してはならない。
 (a) 従業員が、本法に基づいて行われる本法の違反、または違反の疑いに関する検査もしくは捜査において、監督官、認可を受けた者、公的機関の手助けをした、またはそうすると申し入れている
- (b) 従業員が、安全と健康の問題に関連して、善意で監督官もしくは認可を受けた者に支援を求めた、報告をした、またはそうすると申し入れている
- (c) 従業員が、職場安全衛生委員の委員として善意で義務を遂行している
- (d) 従業員が第21条で発令された命令を遵守した、もしくはその

他の方法で本法に従った、またはそうすると申し入れている
 (3) 職場の占有者は、かかる職場において以下の記録を管理しなければならない。

- (a) 本法の規定によりかかる職場に関して長官が発行したあらゆる文書
 (b) 本法の定めに従い、長官に提出したあらゆる通知のコピー
 (c) 本法により、かかる職場に関連して作成されたすべての報告書および資料
- (4) 職場の占有者は、
 (a) 第(3)項で言及された記録が、記録作成日から少なくとも5年間、またはその他の所定の期間、確かに管理されるようにならず
 (b) 当該期間中は必要であればいつでも、検査のために記録のコピーを監督官に提示および提供するものとする
- (5) 第(1)項または第(2)項に違反した者は有罪になるものとし、有罪判決に基づき5,000ドル以下の罰金、もしくは6か月以下の禁固、または双方に処せられるものとする。
- (6) 第(3)項または第(4)項に違反した者は有罪になるものとし、有罪判決に基づき2,000ドル以下の罰金が科されるものとする。

共用区域の占有者の義務

- 19.— (1) 第(2)項において、1つまたは複数の職場で構成されている建築物の場合、いずれかのかかる職場で就業者が利用する、またはかかる就業者が移動するために利用する建築物のあらゆる共有財産または限定的共有財産(本条でいうところの共有区域)は、それらの者の職場の一部とみなされるものとする。
- (2) 次に掲げて、本法の規定を遵守することは共用区域の占有者の義務とする。
 (a) 共用区域に置かれた発電機およびモーター
 (b) 共用区域に置かれたクレーンおよび昇降機、昇降装置、吊り上げ装置または吊り上げ機器
 (c) 共用区域に出入りするための手段、および
 (d) 共用区域の所有者または占有者の所有する、または供給する、

共用区域に置かれたあらゆる機械もしくは装置

(3)本条において―

「共有財産」および「限定的共有財産」とは、建築物維持・区分所有法(第30C章)と同じ意味を持つ。

共有区域に関する「占有者」には、それぞれの共有区域を管理する管理会社または子会社の管理会社を含む。

本部における違反

20. 個人に義務を課す本部のあらゆる規定に違反した場合、当該個人は有罪になるものとする。

第5部

長官の権限

是正命令および業務停止命令を発令する権限

21.— (1) 本条は、長官が以下について確信を得た場合に適用されるものとする。

(a) 職場の状態、職場の位置、または職場の機械、設備、装置、物品のいずれかの部分の利用法により、かかる職場では就業者の安全、健康、福祉のために当然払うべき注意を払いながら作業または工程を遂行することができない

(b) いずれかの者が本法により課された義務に違反した

(c) いずれかの者の行った行為、または行わなかった行為が、就業者の安全、健康、福祉へのリスクとなる、またはリスクとなる可能性がある」と長官が判断した場合

(2) 本条が適用される場合、長官は以下の者に対し、職場に関する是正命令または業務停止命令を出すことができる。

(a) かかる職場、またはそこで行われている作業または工程を管理する者

(b) 本法において、職場のあらゆる就業者の安全、健康、福祉を保証する義務を課されている者

(c) 職場のあらゆる就業者の安全、健康、福祉にリスクとなっている、またはリスクとなる可能性のある者

(3) 本条による是正命令とは

(a) その命令を出された者に対し、長官が適当と認めるまで以下の対策を講じるよう命じるものであり

(i) かかる職場の作業または工程が、就業者の安全、健康、福祉のために当然払うべき注意を払って行われるよう、あらゆる危険を是正する

(ii) 本法により課されたあらゆる義務を遵守する、または

(iii) 第(1)項(c)で言及された行為を行う、または行わない

(b) かつ、その是正命令が効力を生ずる日、および求めているあらゆる措置を講じる期間(かかる是正命令が効力を生じた日から開始するものとする)を特定しているものである。

(4) 業務停止命令とは

(a) その命令を出された者に対し、速やかに作業または工程の実施を停止するよう命じるものであり

(i) 期間は無期限、または

(ii) かかる職場において、就業者の安全、健康、福祉のために当然払うべき注意を払って作業または工程が行われるよう危険を是正するために、長官に義務付けられた対策が、長官が適当と認めるまで実施されるまでとなり

(b) かつ、その命令が効力を生ずる日を特定しているものである

(5) 長官は、是正命令または業務停止命令を発令する権限をいずれかの副長官に委任することができる。

(6) 是正命令に従わない者は有罪になるものとし、有罪判決に基づき50,000ドル以下の罰金、もしくは12か月以下の禁固、または双方に処せられ、その後も違反が継続する場合は、有罪判決後から違反が継続する各日またはその一部につき、追加で5,000ドル以下の罰金が科されるものとする。

(7) 業務停止命令に従わない者は有罪になるものとし、有罪判決に基づき500,000ドル以下の罰金、もしくは12か月以下の禁固、または双方に処せられ、その後も違反が継続する場合は、有罪判決後から違反が継続する各日またはその一部につき、追加で20,000ドル以下の罰金が科されるものとする。

(8) いずれかの者が是正命令または業務停止命令に従わない場合、長官は

(a) あらゆる合理的な時間にかかる職場に立ち入り、命令を遂行するために必要な対策を講じ、作業を実施することができる
(b) 以下を回避する適切な対策を講じることができる

- (i) あらゆるエリアへの不正侵入、または
- (ii) 命令の対象となるあらゆる機械、設備、装置、物品への不正アクセス

(9) 第(8)項により長官が支出したあらゆる費用および経費は、是正命令または業務停止命令をうけた者から政府に支払うべき負債として回収することができる。

(10) 第(8)項(b)により、長官があらゆるエリア、または機械、設備、装置、物品に関して対策を講じた場合、かかる対策が講じられたことを知りながら、長官の許可を得ずに、かかるエリアに侵入、またはかかる機械、設備、装置、物品にアクセスした者は有罪になるものとし、有罪判決に基づき5,000ドル以下の罰金、もしくは6か月以下の禁固、または双方に処せられるものとする。

長官の発令する命令への不服申立

22.— (1) 第21条により長官が発令した命令に影響を受ける者は、その命令の送達日から14日以内に、かかる命令を破棄または変更することのできる労働大臣に不服申立を行うことができる。

(2) 労働大臣に是正命令に対する不服申立が行われた場合、かかる命令は不服申立の結果が出るまで効力を生じないものとする。

(3) 労働大臣に業務停止命令に対する不服申立が行われた場合、対象者は不服申立の結果が出るまでかかる命令を遵守するものとし、かかる業務停止命令は、破棄または変更されるまで効力を持つものとする。

証明書を一時停止する権限

23.— (1) 長官は、適切と考える場合、本法において発行した作業または職場に関するあらゆる証明書の効力を一時停止することができる、かかる証明書に名前が記載されている者に対し、かかる一時停止、およびその理由について書面で通知するものとする。

(2) 第(1)項により証明書が一時停止となった場合、影響を受ける者は速やかにかかる証明書が必要なあらゆる職場でのあらゆる作業を停止するものとする。

(3) 第(2)項に違反した者は有罪になるものとし、有罪判決に基づき5,000ドル以下の罰金、もしくは6か月以下の禁固、または双方に処せられるものとする。

第6部

捜査、調査、事故報告、危険事象、職業性疾病

事故または危険事象などの捜査

24.長官は、職場での事故、危険事象、職業性疾病について知った場合、監督官にかかるとして、職業性疾病の状況を捜査するよう命ずることができる。

機械または設備などの改造または追加

25.— (1) いかになる者も、長官の同意なく

- (a) 人の死亡、またはなんらかの危険事象もしくは職業性疾病をもたらした事故の一因となった可能性のあるあらゆる機械、設備、装置、物品の改造、交換、撤去、または追加を行ってはならず
- (b) 死亡事故もしくは危険事象の現場、または職業性疾病の発生現場を改ざんしてはならない

(2) 事故、危険事象、または職業性疾病が生じた職場の占有者は、いかなる者も以下を行わないよう、すべての合理的対策を講じるものとする。

- (a) 人の死亡、または危険事象もしくは職業性疾病をもたらした事故の一因となった可能性のあるあらゆる機械、設備、装置、物品の改造、交換、撤去、または追加
- (b) 死亡事故もしくは危険事象の現場、または職業性疾病の発生現場の改ざん

(3) それに反する事実が証明されない限り、第(1)項で言及されたあらゆる改造、交換、撤去、または追加は、職場の占有者が行ったと推定されるものとする。

- (4) 第(1)項または第(2)項のいかなる内容も、救出活動、または人命および財産の一般的安全性に必要な作業を妨害するものとはならない。
- (5) 第(1)項に違反した者、および第(2)項に違反した職場の占有者は有罪になるものとし、有罪判決に基づき10,000ドル以下の罰金、もしくは12か月以下の禁固、または双方に処せられるものとする。

労働大臣による調査命令

26.— (1) 労働大臣は、職場で発生したあらゆる事故、危険事象、職業性疾病、およびその原因と状況を調査するために調査委員会を指名し、かかる委員会にその所見を労働大臣に報告するよう命ずることができる。

できる。

(2) 第(1)項で言及された調査委員会は以下により構成されるものとする。

(a) 労働大臣が、国家裁判所裁判長と協議のうえ任命した地方裁判所判事、および

[2014年4月14日発効の2014年法律第5号]

(b) 労働大臣が任命した1人または複数人の査定官

(3) 調査委員会は、以下のために、もつとも効果的と考えられる方法および条件において、公開法廷で調査を実施するものとする。

- (a) 事故、危険事象、職業性疾病の原因および状況を究明する、および
 - (b) 労働大臣への報告を可能にする
- (4) 調査委員会は、調査のために以下を有するものとする

(a) 本法における違反審理においては、地方裁判所のすべての権限

(b) 本法における監督官のすべての権限、および

(c) 以下のすべての権限

- (i) あらゆる施設への立ち入り検査など、調査委員会の調査に必要と思われる場所への立ち入りまたは調査を行う
 - (ii) 地方裁判所判事が署名した出頭命令に基づき、調査委員会が、かかる委員会への呼び出しおよび審問が適切と考えられるすべての者に出席を求め、適切と考えられる調査への回答を求める
 - (iii) 調査委員会が、調査のために重要と判断するすべての書物、文書、資料の提示を求める
 - (iv) あらゆる審問対象者に宣誓させ、自身の審問における供述が真実であるという宣誓書を作成し署名するよう求める
- (5) 調査終了後、調査委員会は労働大臣に提出する報告書を作成し、報告書においては
- (a) 事故、危険事象、職業性疾病の原因と状況を説明し
 - (b) 調査委員会が適切であると考える所見または提言を付記する

(6) 地方裁判所判事が、かかる事故、危険事象、職業性疾病に関連して、いづれかの者に対し刑事訴訟を起こすべきと考えられる場合、地方裁判所

判事はその報告書のコピーを検察官にも送付するものとする。

(7) いずれかの者が

- (a) 地方裁判所判事のあらゆる出頭命令、命令、要求に従わない、または
 - (b) 調査委員会の職務執行を妨害または遅延させる場合
- 有罪になるものとし、有罪判決に基づき2,000ドル以下の罰金が科されるものとする。
- (8) 地方裁判所判事のあらゆる出頭命令、命令、要求に従わない合理的理由があったという立証は、第(7)項(a)により違反で起訴された者にとつての有効な抗弁となる。
 - (9) 労働大臣は、適切と考える時期と方法により調査委員会の報告書を公開させることができる。

事故または危険事象などの通知および報告

27.— (1) 労働大臣は規則により、雇用主、占有者、登録医療従事者、またはその他の者に対し、所定の職場において事故、危険事象、職業性疾病が発生した場合には長官に通知または報告書を提出するよう求めることができる。

(2) 第(1)項で定められた規則は、第6付則の規定する免除対象の就業者に適用することができる。

[2011年9月1日発効の2011年法律第18号]

事故の学習報告書など

27A.— (1) 長官は、自身が公共の利益、または一部公共の利益に適用と考える場合には、第24条において捜査対象となる職場での事故、危険事象、職業性疾病に関する学習報告書を作成および公開することができる。

(2) 報告書は、職場におけるあらゆる事故、危険事象、職業性疾病の再発を回避または軽減することだけを目的として公開されるものであり、避難または責任追及が目的ではない。

(3) 学習報告書は、第24条に基づき捜査の終了前または終了後に公開することができ。

(4) 疑義を避けるために付言すれば、あらゆる法律において、学習報告書は、

政府およびその代理人により、政府のサービスとして作成および公開されたものとみなされる。

(5) 職場における事故、危険事象、職業性疾病に関する学習報告書とは

- (a) 事故、危険事象、職業性疾病の説明を含み
- (b) 確認された限りにおいて事故、危険事象、職業性疾病の原因(1つまたは複数)、状況、要因について特定し
- (c) 事故、危険事象、職業性疾病に関わった機械、設備、装置、物品、工程、物質、業務、または職場に関する技術的または専門的知識を持つ者の見解を含み
- (d) 就業者または職場で実施されるいずれかの請負事業により影響を受ける可能性のある人々の安全および健康に対する危険またはリスクへの警告を含み
- (e) あらゆる同様の職場での事故、危険事象、職業性疾病の再発を回避または軽減するための提言を含み
- (f) 長官が、第(2)項で言及された唯一の目的を考慮し、関連性があると判断したその他の内容を含める

[2018年1月1日発効の2017年法律第44号]

学習報告書などは証拠と認められない

27B.— (1) 第(3)項に従い、学習報告書、または学習報告書の原稿は、いずれの裁判所もしくは裁決機関での民事、刑事、仲裁、懲戒手続き、または労働災害補償法(第354章)の下でのいずれの手続きにおいても証拠として認定されない。

(2) 監督官は、第(1)項で言及されたいずれの手続きにおいても

- (a) 自身が作成し、学習報告書もしくは学習報告書のいずれかの原稿に含まれている文書もしくは文書の一部の提示または、こうした文書もしくは文書の一部に関する質問への回答、または
- (b) 学習報告書もしくは学習報告書の原稿を作成した証拠の提供を強制されることはない

(3) 第(1)項および第(2)項は以下には適用されない

- (a) 第26条による調査
- (b) 検視官法(第63A章)による調査

(c) 審判法（第139A法）の下での調査委員会による調査

[2018年1月1日発効の2017年法律第44号]

第7部

安全衛生管理の取決め

職場安全衛生官および補助者

28. (1) 所定分類または種類のすべての職場において、当該職場に関する職場安全衛生官または職場安全衛生補助者を任命しなければならない。
- (2) 本条において、労働大臣は次のとおり定めることができる。

- (a) 職場安全衛生官および職場安全衛生補助者の任命方法
- (b) 職場安全衛生官および職場安全衛生補助者の役割および義務、および
- (c) 職場安全衛生官および職場安全衛生補助者の権限。場合によっては、本法に基づく自身の役割および義務を遂行するために、監督官または補助者にとって必要な権限

職場安全衛生委員

29. (1) 所定分類または種類のすべての職場において、当該職場に関する職場安全衛生委員を任命しなければならない。
- (2) 職場における各職場安全衛生委員は、当該職場の従業員および雇用主の代表者であるものとする。
- (3) 職場に関して任命された職場安全衛生委員の役割は次のとおりとする。
- (a) 当該職場における者の安全衛生に影響を及ぼす、またはその恐れのある、当該職場での状況を継続して調査すること
 - (b) 安全衛生条件の達成および維持にあたり、労使間の協力を促すこと
 - (c) 従業員の安全衛生の利益のために、すべての事故または危険事象の実地検証を適宜実施すること
 - (d) 本法に基づき定められた、または委員に与えられた場合、その他の役割および義務を果たすこと、および
 - (e) 定められた場合は、その他の役割
- (4) 経営者は、本条に基づく委員の役割および義務の遂行のために委員が必

要とする、施設および支援を、職場安全衛生委員に対し提供しなければならない。

- (5) 職場安全衛生委員は、委員が本法に基づく自身の役割および義務を遂行するために必要となる、定められた権限を有するものとする。

職場安全衛生監査人

30. (1) 所定分類または種類のすべての職場において、当該職場に関する職場安全衛生監査人を任命しなければならない。
- (2) 職場に関して任命された職場安全衛生監査人の役割は、当該職場で働く者の安全衛生および福祉を確保することを目的として、以下の全部または一部を、長官が決定する方法で監査することとする。
- (a) 当該職場の安全衛生管理システム
 - (b) 当該職場または当該職場で実施される作業に関するリスク評価
 - (c) 当該職場における作業プロセス、または
 - (d) 当該職場
- (3) 職場安全衛生監査人は、所定の場合、監査人が本法に基づき自身の役割および義務を果たすために必要となる権限を有するものとする。
- (4) 本条において、「リスク評価」とは、同定された危険源への露出に起因する傷病の蓋然性および影響を評価し、適切なリスク管理を決定するプロセスをいう。

安全衛生訓練コース

31. (1) 労働大臣は、官報で公表した命令により、かかる所定分類または種類の者に対し、当該命令で指定する訓練コースに参加すること并要求することができる。
- (2) 第1項に基づき訓練コースに参加することを求められた者の雇用主は、当該訓練が義務付けられている作業の実施を当該人物に許可する前に、かかる安全衛生訓練コースを当該人物が修了すること、または修了したことを保証しなければならない。
- (3) 第1項で言及する安全衛生訓練コースは、認定訓練提供者によって実施されなければならない。
- (4) 本条に基づき定められる安全衛生訓練コースを修了したか否かにかかわらず、長官は、自身が再訓練コースが必要と考える場合、当該人物

が再度かかる訓練コースに参加することを求める書面による指示を出すことができる。

- (5) 雇用主は、第2項に違反すれば犯罪となり、有罪判決により5,000ドル以下の罰金、もしくは6カ月以下の禁固またはその両方が科されるものとする。

活動のための長官による承認の要件

32. いかなる者も、次の者として活動してはならない。

- (a) 以下のいずれかかの所定の試験または検査を実施することを目的とした認定検査官

- (i) クレーンまたは昇降機
- (ii) 昇降装置
- (iii) 吊り上げ装置または吊り上げ機器
- (iv) 蒸気ボイラー
- (v) 蒸気だめ
- (vi) 空気受け
- (vii) 冷凍装置受圧部
- (viii) 圧力容器、または
- (ix) 認定検査官による試験または検査を行うことが本法によって義務付けられているその他のあらゆる機械
- (b) 職場安全衛生官
- (c) 職場安全衛生補助者
- (d) 職場安全衛生監査人、または
- (e) 認定訓練提供者

長官の承認がある場合を除く（本部では権限保持者について言及する）。

承認の申請および付与

33. (1) 権限保持者としての活動に対する承認の申請は次のとおりとする。

- (a) 長官が決定する書式による
- (b) 長官が要求する情報、書面および文書を添付する

(c) 所定の手数料を添付する

(2) 第1項に基づく申請書を受領した場合、長官は次の行為を行うことができる。

- (a) 無条件または長官が適切と考える条件に従い、当該申請に対し承認を付与する、または
 - (b) 申請を却下する
- (3) 長官は、申請者が以下の条件を満たすことを長官が認めない限り、いかなる者も権限保持者として承認してはならない。
- (a) 所定の資格および所定の実務経験を有していること、および
 - (b) 関連する権限保持者の業務の実施を任せるための、十分能力を有しており、その他のあらゆる面において、適格者であること
- (4) 長官はいつでも、第2項で課す既存の条件を変更するかもしくは取消し、または新たな条件を課すことができる。
- (5) 権限保持者として承認した場合、長官は、申請者に対し、権限保持者として活動することの承認書を発行しなければならず、当該承認書において、承認期間および条件を特定する必要がある。

承認期間

34. (1) 第35条に従い、権限保持者としての承認はそれぞれ、長官が定める期間有効とする。
- (2) 長官は、書面による申請および所定の手数料の支払いをもって、権限保持者の承認を更新することができる。

承認の取消

35. (1) 以下に該当する場合、長官は、権限保持者としての承認を一時停止または取消することができる。
- (a) 当該人物が以下に該当すると長官が納付したとき
 - (i) 詐欺または虚偽表示によって自身の証人を取得または獲得した
 - (ii) 承認が付与された際に適用された条件に違反した、もしくは
 - (iii) 関連する権限保持者として行動する適格者ではもはやない、または
 - (b) そのようにすることが公共の利益に適うと長官が考えたとき

(2) 長官は、第1項に従い権限保持者としての承認を取消す前に、以下を行わなければならない。

- (a) 影響を受ける者に対し、取消を行う意向を書面で通知すること
 - (b) 通知日から少なくとも21日後の、取消が効力を生ずる日を特定すること、および
 - (c) 影響を受ける人物に対し、権限保持者としての自身の証人が取消されるべきではない正当な理由を長官に対し示すことを、求めること
- (3) 第2項に基づき通知が行われた人物が以下に該当した場合
- (a) 与えられた期間内、または長官が許可した延長期間内に正当な理由を示さなかった、または
 - (b) 十分な正当理由を示さなかった

長官は、当該人物に対し書面で、承認の取消が効力を生じる開始日を通知しなければならない。

(4) 自身の権限保持者としての承認が取り消された者は、第3項で言及する通知の受領後14日以内に、労働大臣に対し当該取消について書面で不服申立ることができる、当該労働大臣の判断は最終的であるものとする。

承認書の返却

36. 第35条に基づき長官から権限保持者としての承認を取り消された者は、取消日から7日以内に、第33条第5項に基づき発行された自身の承認書を返却しなければならない。

権利の詐称

37. いかなる者も、第33条に基づき長官が承認した場合を除き、関連する権限保持者として長官が承認したと主張または暗示してはならない。

本部における違反

38. 第32条、第36条または第37条に違反した者は、犯罪となり、有罪判決により5,000ドルもしくは6カ月以下の禁固またはその両方が科されるものとする。

第8部
職場安全衛生評議会

職場安全衛生評議会の設立

39. (1) 次のメンバーから成る職場安全衛生評議会を置かなければならない。いずれのメンバーも、本条に従い労働大臣が任命するものとする。

- (a) 議長
- (b) 副議長、および
- (c) 10名以上18名以下のその他のメンバー

[2008年法律第9号]

(2) 議長、副議長および評議会の各メンバーは、3年以下の期間任命され、再任を受ける資格を有するものとする。

[2008年法律第9号]

(3) 労働大臣は、いつでも、議長、副議長または評議会のメンバーの任命を取消することができる。

[2008年法律第9号]

(4) 評議会のいずれかのメンバーが死亡もしくは辞職した場合、または解職された場合、労働大臣は、欠員補充のため、いずれかの人物を任命でき、任命を受けた当該人物は、当該欠員の原因となったメンバーが任命された期間のうち残りの期間について職務に就くものとする。

[2008年法律第9号]

(5) 評議会の権限は、会員数の欠員があっても影響を受けることはない。

[2008年法律第9号]

評議会の権限および手続

40. (1) 本法の規定に従い、評議会は、自己の手続を決定することができる。

[2008年法律第9号]

(2) 評議会のすべての会議において、その定数は5名とする。

[2008年法律第9号]

(3) 評議会の議長、または議長不在の場合、副議長は、評議会のすべての会議において議長を務めるものとし、これらの者が不在の場合は、出席しているメンバーがその人数から1名議長を務める者を選出するものとする。

[2008年法律第9号]

(4) 評議会の副議長は、議長が与える指示に従い、本法に基づき議長が行
使用可能な権限の全部または一部を行使することができる。
[2008年法律第9号]

(5) 評議会の意見により、委員によってその目的がより上手く統制および
管理できるとする場合は、評議会は、評議会のメンバーまたは評議会の
メンバーでないその他の者から、メンバーもしくはその他の人物、ま
たはメンバーとその他の人物の両方から構成する、自身が適切と考え
る数の委員を任命することができる。
[2008年法律第9号]

評議会の役割

40A. 評議会の役割は次のとおりとする。

- (a) 職場における安全衛生および福祉に関する、好ましい慣行の発展また
は発展の促進
- (b) 職場における安全衛生および福祉に関する、好ましい慣行の採用の促
進
- (c) 職場での安全衛生および福祉の保持、改善および促進を行う人物また
は組織に対する支援または保持の提供のための、またはそれに関連す
る、計画およびその他の活動の規格、構成および実施
- (d) 職場における安全衛生および福祉に関する全従業員の能力、スキルお
よび経験の開発および向上の促進および奨励
- (e) 職場における安全衛生および福祉に関する問題の調査
- (f) 職場における安全衛生および福祉に関する科目における、賞および奨
励金の付与、ならびに大学またはその他の教育機関における教職の支
援
- (g) 職場における安全衛生および福祉に関する本法の要求事項についての
実用的な指針の提供、および
- (h) 本法に基づき権限が与えられる、または義務付けられる事すべてを行
うこと

[2008年法律第9号]

実施規則

40B. (1) 職場における安全衛生および福祉に関する方法の要求事項について

の実用的な指針を提供するために、評議会は、適宜以下の全部ま
たは一部を行うことができる。

- (a) 実施規則を発行すること。評議会が本法の目的にふさわしいとみ
なす場合、別の成文法に基づき発行または承認された実施規則を
当該規則に含めることができる
- (b) 評議会が本法の目的において当該文書が適切な文書であるとみなす
場合、評議会以外の人物または組織が作成した文書を実施規則とし
て承認すること
- (c) 本条に基づき発行または承認された実施規則を修正または取消すこ
と

[2008年法律第9号]

(2) 第1項第a号または第b号に基づき、別の成文法に基づき発行または承認さ
れた実施規則、または評議会以外の人物または組織が作成した文書のい
ずれかである実施規則を発行または承認するという評議会の権限には、
かかる実施規則または文書の一部を発行または承認する権限を含むもの
とする。

[2008年法律第9号]

(3) 第1項に基づき評議会が実施規則を発行、承認、修正または取消した場合、
評議会は、次のことを行わなければならない。

- (a) 該当する場合、実施規則の発行、承認、修正または取消について、
当該発行、承認、修正または取消の周知が確実となるような方法
で、公告すること
- (b) 第a号で言及する公告において以下を明確にすること
 - (i) 該当する場合、発行、承認、修正または取消の日付
 - (ii) 実施規則の発行、承認、修正または取消に關係すること
なった、危険の種類、活動または物品、および
 - (iii) 公告の対象である実施規則が検査される場合の場所および
所要時間またはインターネットウェブサイト、および
- (c) 実施規則が有効である限り、当該規則および当該規則のすべての
改訂版のコピーが次の目的のために入手可能であることを保証す
ること

- (i) 国民が無料で検査するため、および
(ii) 国民が合理的価格で購入するため

[2008年法律第9号]

(4) 実施規則、承認済み実施規則の改訂版、およびかかる承認済み実施規則の取消のうち、いかなるものも、それに関する公告が第3項に従い発せられるまでは有効ではない。

[2008年法律第9号]

(5) 別の成文法または評議会以外の人物または組織が作成した文書に基づき発行または承認された実施規則は、当該規則または文書が、本条に基づき承認済み実施規則として発行または承認された日に存在していたとして、当該規則または文書の内容によって構成されるものとする。

[2008年法律第9号]

(6) 承認済み実施規則の規定が本法の規定と矛盾する場合、かかる規定は、矛盾のある範囲において、次のとおりとする。

- (a) 本法の規定に従い効力を有する、または
(b) 本法の規定を考慮して、効力を持たない

[2008年法律第9号]

(7) 承認済み実施規則は、補助法とはみなさない。

[2008年法律第9号]

刑事訴訟における承認済み実施規則の使用

40C. (1) いかなる者も、承認済み実施規則を遵守しなかったことだけを理由に刑事訴訟の対象とならない。

[2008年法律第9号]

(2) 本法違反が原因の訴訟において、違反行為の成立を立証するために、訴追に必要な事項に関連する承認済み実施規則は、当該訴訟において証拠として採用されるものとする。

[2008年法律第9号]

(3) その他の証明方法に影響を与えることなく、本法違反を理由とした訴訟

において、

(a) 第40条B第3項第a号に基づき評議会が行った公告のコピーであるとする文書の作成は、反証が挙げられるまでかかる公告が証明されているとするものとする、および

(b) 第40条B第3項第a号に基づく公告の対象であるとされる、実施規則の作成または実施規則の修正または取消は、反証が挙げられるまで当該公告の対象であるものとする

[2008年法律第9号]

(4) 機械、装置、建物、設備または物品が良好な建築物であり、堅固な材質であり、十分に強力な性質のものであるか、または一般的に認められた安全慣行の原則に従っているか否かについて、本法の規定にて判断するにあたり、2018年シンガポール企業庁法もしくはその他の基準、実施規則または評議会が認める指針に基づきシンガポール企業庁が作成および公表した関連するシンガポール基準を尊重しなければならない。

[2008年法律第9号]

[2018年4月1日発効の2018年法律第10号]

監督および執行権限

監督官の権限

41. (1) 監督官は、本法の遂行において、以下の全部または一部を行う権限を有する。
- (a) いつでも職場に立入り、調査および検査すること
 - (b) 合理的な時に、監督官が以下に該当すると考えられるにあたり正当な理由がある場所すべてに、立入り、調査および検査すること
 - (i) 職場、または
 - (ii) その一部が職場である場所
 - (c) 第a号および第f号で言及する場所にある、機械、装置、建物、設備または物品を調査および検査すること
 - (d) 本法に基づき保存される、または保存が義務付けられている、職場記録、証明書、通知および文書の作成を要求すること、およびそれらのコピーの検査、調査およびコピーを作成すること
 - (e) 職場および職場の人物に関係する限りにおいて、本法の規定が遵守されているか否かを確認するために必要である場合、かかる調査および取調べを行うこと
 - (f) 監督官が見つけた職場内の人物に対し、雇用主および職場の所有者について、当該人物が知る限りの詳細を提供するよう要求すること
 - (g) 医師として登録されている監督官の場合、職場で働いている、または働いていた人物に対し、本法に基づく自身の義務において必要となる健康診断を実施すること
 - (h) 分析または試験のために、職場で発見された、または職場から排出されている、材料または物質のサンプルを採取すること
 - (i) 職場における騒音、照明、熱量または有害物質もしくは危険物質、および当該職場で働く者の被ばくレベルを評価すること
 - (j) 病院、医療機関または遺体安置所に対して、職場で働いている者または働いていた者で、職場での事故で負傷し、または職場が原因の職業性疾病の罹患が疑われており、病院または医療機関で治療を受けている者の情報（医療記録を含む）の提供を要

求すること

- (k) 当該職場の従業員の安全衛生に危険を与える恐れがある、職場の状態および職場での実施プロセスの記録に必要であると監督官が考える、写真またはビデオの記録を取ることに
 - (l) 本法に基づく調査または取調べに関連する物品を作成し、必要な場合は、かかる物品を保護するよう、すべての者に要求すること
 - (m) 監督官が職場で見つけた者に対し、当該人物の身元について証拠を提示するよう要求すること
- [2008年法律第9号]

- (2) 職場で発見された者は、当該職場に関して、本法に基づく監督官の権限の行使のための、立入、検査、調査、取調、サンプル採取またはその他の行為のために必要な範囲において、監督官に対し、必要となるすべての支援および協力を行わなければならない。
- (3) 職場の立入許可が得られない場合、監督官は以下を行うことができる。
 - (a) 当該職場に通じる外部もしくは内部ドアまたは窓をこじ開けると
 - (b) 職場またはその各部に強制的に立入ること、または
 - (c) かかる立入または調査に対する障害物を強制的に排除すること
- (4) いずれかの者が
 - (a) 本条に基づく監督官の権限の行使において監督官を妨害または遅延させた場合
 - (b) 本条に基づく監督官の命令に従わなかった場合、または本法に基づき作成が義務付けられている記録、証明書、通知または文書の作成を行わなかった場合
 - (c) 誰が当該職場の雇用主または所有者であるかについての情報を提供しなかった場合、または
 - (d) 監督官による調査の前または調査中に、ある人物が現れることを隠匿もしくは妨害した、または隠匿もしくは妨害しようとした場合

当該者は違反の罪を犯しており、有罪判決に基づき、5,000ドル以下の罰金、もしくは6か月以下の禁固、またはは双方に処せられる。

サンプル採取の権限

42. (1) 監督官は、職場の所有者または職場の責任者であることが明確である者に対し通知した後いつでも、分析のために以下につき十分なサンプルを採取することができる。

- (a) 当該職場で使用されている、または使用する予定である物質
 - (b) 本法に基づき調査または取調べのために必要である、職場で見られた物質
 - (c) 職場での使用または存在が本法に基づき禁止されている疑いのある物質
 - (d) 当該職場で見られる物質で、監督官の意見により、当該職場の従業員に対し身体的傷害の原因となる可能性がある、またはそのことが分析の結果証明可能である物質
- (2) 職場の所有者または明らかに当該職場の責任者である者は、本条に基づきサンプルが採取された時点、および必要な器具を提供するに当たり、監督官に対し、当該サンプルを3つに分け、その性質上可能な方法で各部に印をつけ密封するか、閉じ込めることを要求のうえ、以下を要求することができる。

- (a) 1部を職場の責任者または職場の責任者であることが明らかである者に渡す
- (b) 今後の比較のために1部をとっておく、および
- (c) 分析のために1部を保健科学庁または長官が指定する検査研究所に提出する

(3) 本条に基づきサンプルの分析結果について、保健科学庁が雇用した分析官または第2項第6号に基づき長官が指定した検査研究所による証明書と称する証明書は、本法に基づく訴訟において、そこに記載されている事項の証拠として採用することができるが、いずれかの当事者は、分析を行った人物に対し、証人として召喚されることを要求することができる。

(4) いかなる者も、職場の検査または分析用サンプルの採取のために使用される装置、器具または機器を妨害してはならない。

(5) いずれかの者が

- (a) 第4項に違反した場合、または
- (b) 長官の許可なく、本条に基づきなされた分析結果を他者に公表ま

たは開示した場合、

当該者は違反の罪を犯しており、有罪判決に基づき、5,000ドル以下の罰金、もしくは6か月以下の禁固、または双方に処せられる。

試験および出席確保の権限

43. (1) 監督官は、以下を行うことができる。

- (a) 職場で、または本法に基づく事項に関して生じた、事故もしくは危険事象または職業性疾病の事実および状況を知っていると思われる人物に対し、口頭で検査すること、および検査を受けた人物が述べた内容を書面にすること、ならびに
 - (b) 与えられた情報またはその他から、本法に基づく問題の事実および状況を知っていると思われる、シंगाポールの範囲内にいる人物に対し、監督官のところまで出頭するよう命令書で要求すること。当該人物は要求されたとおりに出頭しなければならない
- (2) 第1項第a号で言及される者は、本法に基づく問題に関して得られた事実および状況を偽りなく述べなければならない。ただし、当該人物が、事実または状況に関して、自身が刑事責任、罰則または罰金を生じさせる傾向のある恐れのある供述を拒否することができる場合に限りこの例外とする。
- (3) 本条に基づき行った供述は、供述を行った者が確認するものとし、必要に応じて訂正した後は、当該人物が署名するものとする。

(4) 第1項第b号に基づき命令によって出頭を義務付けられた者が出頭しなかった場合、監督官は、当該命令によって義務付けられる人物の出頭を確実にを行うための逮捕状を出すことができる治安判事に対し、かかる解怠を報告することができる。

監督官の証人としての資格

44 監督官の要請のより、または監督官の行為により、本法に基づく訴追がなされ場合はいつでも、監督官の要請または監督官の行為により訴追がなされたという事実が、本法に基づく違反を理由とした訴追において、証人として証拠を提供するという監督官の資格への反対の根拠となつてはならない。

(b) 当該役員／構成員の地位における職務の性質および全ての状況を考慮して、当該役員／構成員は当該違反を防止するために然るべきあらゆる努力をしたこと

[2008年法律第9号]

(4) 非法人団体（パートナershップ以外）が本法に基づく違反を犯した場合、当該非法人団体の役員またはその運営組織の構成員は、違反の罪を犯しており、以下を立証しない限り、訴訟を提起され、相応に処罰される。

(a) 当該役員／構成員の同意または黙認なしに、当該違反が生じたこと；さらに

(b) 当該役員／構成員の地位における職務の性質および全ての状況を考慮して、当該役員／構成員は当該違反を防止するために然るべきあらゆる努力をしたこと

(5) 本条において—

「法人」とは、有限責任パートナershップを含む；

「役員」とは—

(a) 法人に関しては、当該法人のあらゆる取締役、パートナー、運営委員会メンバー、最高責任者、支配人、秘書役その他の同様の役員をいい、かかる立場で行動すると称するあらゆる者を含む；さらに

(b) 非法人団体（パートナershップ以外）に関しては、当該非法人団体の社長、秘書もしくは委員会メンバー、またはこれらに類似する地位に就いているあらゆる者をいい、かかる立場で行動すると称するあらゆる者を含む

「パートナー」とは、パートナーとして行動すると称するあらゆる者を含む。

(6) 労働大臣は、シンガポール以外の領域の法律に基づき設立または承認されたあらゆる法人または非法人団体に対し、労働大臣が適切と判断する修正を加えて、本条の規定を適用する旨を規則に定めることができる。

第15条 (3) 項または第21条 (7) 項に基づく違反の被疑者の逮捕

49. — (1) 第15条 (3) 項または第21条 (7) 項に基づく違反を犯した合理的疑いのあるあらゆる者は、警察官により、または長官から代理として権限を付与された監督官により、令状なしで逮捕され、治安判事裁判所ま

たは地方裁判所に送致される可能性がある。

(2) 他のあらゆる成文法にかかわらず、上記第 (1) 項に従い逮捕を実行し、逮捕された者の身元、名前および居住地について納得する警察官または監督官は、

当該者を裁判所または警察署に送致する代わりに、所定の通知を当該者に送達し、その通知に指定された日時に指定された裁判所へ出頭するよう要求することができる。

(3) 逮捕された者の身元に関して納得するために、警察官または監督官は、当該者による提出が必要と判断する身元の証拠を要求できる。

(4) 上記第 (2) 項に基づき送達された通知の複写は、当該警察官または監督官（状況に応じて）により作成され、裁判所の要求があれば、裁判所に提出される。

(5) 上記第 (2) 項に基づき送達された通知に従い、被疑者が裁判所に出頭する場合、裁判所は申し立てられた違反の管轄権を行使し、上記第 (1) 項に従い当該者が当該裁判所に送致された場合と同様に手続を進める。

(6) 上記第 (2) 項に従い通知を送達された者が、当該通知に従い裁判所に出頭しない場合、裁判所は、当該者の逮捕令状を発行できる。

(7) 上記第 (6) 項に基づき発行された令状に従い逮捕された者が、裁判所に送致された場合、裁判所は、当該者が上記第 (1) 項に基づき当該裁判所に送致された場合と同様に手続を進めると共に、当該訴訟手続の結審時に、上記第 (2) 項に基づき送達された通知に従い出頭しなかったことについて、当該者を罰すべきではない理由を示すよう当該者に要求する。

(8) 上記第 (7) 項に基づき正当な理由が示されなかった場合、裁判所は当該者に対し、2,000ドル以下の罰金、または2か月以下の禁固を命じるこ

一般的罰則

50. 本法に罰則が明示的に定められていない、本法（規則を除く）に基づく違反の罪を犯したあらゆる者は、有罪判決に基づき以下に処せられる—

(a) 自然人の場合は、20万ドル以下の罰金、もしくは2年以下の禁固、または双方

(b) 法人の場合は、50万ドル以下の罰金

さらに、上記の有罪を宣告された違反が有罪判決後も継続する場合、当該者は（第52条を前提として）追加の違反の罪を犯しており、以下の罰金に処せられる—

- (i) 自然人の場合は、有罪判決後から違反が継続する各日もしくはその一部につき、2,000ドル以下の罰金；または
- (ii) 法人の場合は、有罪判決後から違反が継続する各日もしくはその一部につき、5,000ドル以下の罰金

再犯者の処罰

51. いずれかの者が—

- (a) 以前に少なくとも1回、他者の死亡原因となる本法（規則を除く）に基づく違反で有罪を宣告されたことがあり；さらに
- (b) 後に、別の他者の死亡原因となる同じ違反で有罪を宣告される場合、裁判所は、あらゆる禁固（規定されている場合）に加えて、当該者を以下に従い処罰できる—

- (i) 自然人の場合は、40万ドル以下の罰金、および継続する違反の場合には、有罪判決後から違反が継続する各日またはその一部につき、追加2,000ドル以下の罰金；さらに
- (ii) 法人の場合は、100万ドル以下の罰金、および継続する違反の場合には、有罪判決後から違反が継続する各日またはその一部につき、追加5,000ドル以下の罰金

違反の原因を是正するよう命じる裁判所の権限

52. — (1) いずれかの者が本法に基づく違反で有罪を宣告された場合、裁判所は、あらゆる処罰に追加して、またはその代わりに、命令に定める期間内に（または裁判所が認める追加の期間内に）、当該違反を生じた問題を是正するために指定された措置を講じよう当該者に命じることができる。

(2) 下記第(3)項を前提として、上記第(1)項に基づく命令が出された場合、有罪を宣告された者は、当該違反を生じた問題の是正のために命令に定める期間または裁判所が認めた期間中は、当該違反の継続について本法に基づく責任を負わない。

(3) 違反の有罪判決後、上記第(1)項に基づく命令に定める期間または裁判所が認めた期間が満了しても、命令が遵守されない場合、上記第(1)項に言及された者は、違反の罪を犯しており、有罪判決

に基づき、最初の違反に対する有罪判決日から不遵守が継続する各日につき、1,000ドル以下の罰金に処せられる。

証明書の偽造、虚偽の記載および虚偽の申告書

53. いずれかの者が—

- (a) 本法により／に基づき／の適用上要求された証明書を偽造もしくは模倣する
- (b) いずれかの重要な詳細が虚偽であると知りながら、本法により／に基づき／の適用上要求された証明書を提出する、もしくはこれに署名する
- (c) 偽造、模倣もしくは虚偽であると知りながら、本法により／に基づき／の適用上要求された証明書を流通させる、もしくは利用する
- (d) いずれかの者に該当しないと知りながら、本法により／に基づき／の適用上要求された証明書を、いずれかの者に該当するものとして流通させる、もしくは利用する
- (e) 本法により／に基づき／の適用上要求された証明書に名前を記載された者になります
- (f) 不正に監督官のふりをする；上記(a)から(f)に言及されたいずれかの問題を意図的に黙認する
- (g) 本法により／に基づき／の適用上、保管、送達もしくは送付を要求された記録、証明書、通知もしくは書類において、意図的に虚偽の記載をする
- (h) 虚偽であると知りながら、本法により／に基づき／の適用上要求された申告書を作成する、もしくはこれに署名する；または
- (i) 上記(h)から(i)に言及された虚偽の記載もしくは申告書を意図的に利用する場合

当該者は違反の罪を犯しており、有罪判決に基づき、5,000ドル以下の罰金、もしくは6か月以下の禁固、または双方に処せられる。

裁判所の管轄権

54. 刑事訴訟法（第68章）のあらゆる相反する規定にかかわらず、地方裁判所は、本法に基づくあらゆる違反を審理する管轄権を有すると共に、当該違反に対して十分な罰金または罰則を科す権限を有する。

治安判事が違反を審理できる場合

55 2010年刑事訴訟法の第151条の解釈上、監督官により署名された告発状を受領した場合、治安判事は2010年刑事訴訟法の第153条に従い、召喚状または令状を発行する手続を取らなければならない。

[2011年1月2日発効の2010年法律第15号]

違反の示談

56 — (1) 長官は自らの裁量で、示談可能な違反と規定された本法に基づくあらゆる違反について、当該違反に対して定められた最高額の罰金の半分以上または5,000ドルのうち低い方の金額を、当該違反を犯した合理的疑いのある者から徴収することにより、示談にすることができる。

(2) 当該金額が支払われた場合、当該違反に関して当該者を相手取り以後に訴訟が起こされることはない。

(3) 本条に基づき徴収された全ての金額は、統合国庫資金に納付される。

契約を修正する権限

57 — (1) 職場（職場として貸し出されている全部または一部）の所有者と占有者との間における契約を理由に、職場の所有者または占有者が、本法の規定を遵守するために、または本法により課せられた基準もしくは要件に従うために必要な、当該施設内の構造的その他の改造を実施できない場合、職場の所有者または占有者は、当該契約の条件の除外または修正を高等裁判所に申請できる。

(2) 高等裁判所は、両当事者および両当事者が召喚を望むあらゆる証人を審問した後、裁判所が事件の状況に照らして正当かつ公正と判断する方法で、当該契約の条件を除外または修正する命令を出すことができる。

費用を配分する権限

58 — (1) 職場として貸し出されている施設の全部または一部において、本法の規定を遵守するために、または本法により課せられた基準もしくは要件に従うために、構造的その他の改造が必要であり、改造費用の全部または一部を職場の所有者または占有者が負担すべきであると、職場の所有者または占有者（状況に応じて）が主張する場合、職場の所有者または占有者は、両当事者間における改造費用の配分を高等裁判所に申請できる。

(2) 高等裁判所は、両当事者および両当事者が召喚を望むあらゆる証人

を審問した後、両当事者間の契約の条件を考慮して、裁判所が事件の状況に照らして正当かつ公正と判断する方法で、費用の配分に関する命令を出す、または職場の所有者もしくは占有者の要求に応じ、賃貸借契約を取り決めることができる。

第11部 総則

他の法律との関係

59 本法または承認された実施規則のいかなる規定も、その時点で有効な他のあらゆる成文法の効力を損なうものではない。

民事責任

60 — (1) 本法のいかなる規定も、以下のように解釈してはならない—

(a) 作為もしくは不作為によるかどうかを問わず、本法のあらゆる規定の違反に関して、民事訴訟の訴権を与えるものとして；または

(b) 民事訴訟における訴えに対する抗弁を与える、もしくは別途に民事訴訟の訴権に影響を及ぼすものとして。

(2) 上記第(1)項は、いづれかの成文法により課せられた義務の違反について訴訟を提起できる範囲（ある場合）には、影響を及ぼさない。

個人的責任の免除

61 — (1) 以下の者は、個人的にいかなる責任も負わない—

- (a) 長官
- (b) 副長官
- (c) 監督官；または

(d) 第7条(3)項に基づき長官により任命された権限のある担当であって、

相当の注意を払って善意で行動し、本法の執行または主張された執行において何らかの行為を行う、または行わない者。

[2018年1月1日発効の2017年法律第44号]

(2) 認定検査官であって、所定の検査または試験を遂行する過程で相当の注意を払って善意で行動し、以下の1つまたはそれ以上を損傷する者は、個人的にいかなる責任も負わない。

- (a) 昇降機またはエレベーター
- (b) 巻上機
- (c) 吊り上げ装置または吊り上げ機
- (d) 蒸気ボイラー
- (e) 蒸気だめ
- (f) 空気受け
- (g) 冷凍装置受圧部
- (h) 圧力容器

[2018年1月1日発効の2017年法律第44号]

- (i) 認定検査官による検査または試験を受けるよう本法により義務づけられた、他のあらゆる機械

[2018年1月1日発効の2017年法律第44号]

- (3) [2018年1月1日発効の2017年法律第44号により削除]

免除対象の労働者、職場および設備など

- 62 — (1) 付則6に指定された就業者に対しては、その業務が職場で実行または遂行されているかどうかにかかわらず、本法の規定は適用されない。

[2011年9月1日発効の2011年法律第18号]

- (2) 労働大臣は、官報に掲載する命令により、条件付きまたは無条件で、以下について免除できる—

- (a) いずれかの分類または種類の職場について、本法の規定の全部もしくは一部を免除できる
- (b) いずれかの分類または種類の人について、本法の規定の全部もしくは一部を免除できる；または
- (c) いずれかの分類または種類の機械、設備、プラント、装置もしくは物品について、本法の規定の全部もしくは一部を免除できる

- (3) 長官は、労働大臣の一般的または具体的な指示に従い、書面による証書により、条件付きまたは無条件で、以下について免除できる—

- (a) 証書に明示的に指定された機械、設備、プラント、装置もしくは物品について、本法の規定の全部もしくは一部を免除できる；または

- (b) 証書に明示的に指定された人について、本法の規定の全部もしくは一部を免除できる

- (4) 本条に基づき条件付きで免除が認められる場合は、その条件が遵守された場合に限り、免除が適用される。

文書などの送達

- 63 — (1) 本法に基づき送達が要求または許可されるあらゆる文書（あらゆる召喚状または命令を含む）は、以下に従い送達できる—

- (a) いずれかの人に送達する場合は、当該文書をその人に引き渡す、その人の住居に届ける、またはその人の住居に書留郵便で送付することにより送達できる

- (b) いずれかの企業に送達する場合は、当該文書をその企業のパートナーに引き渡す、その企業のオフィスに届ける、またはその企業のオフィスに書留郵便で送付することにより送達できる

- (c) いずれかの施設の所有者、いずれかの設備の所有者または職場の占有者（会社法（第50章）に基づき登録された会社、または協同組合法（第62章）に基づき登録された協同組合である、職場の所有者または占有者を含む）に送達する場合は、上記のいずれかの方法により、またはその職場の支配人、監督その他の責任者に当該文書もしくはその真正な写しを引き渡すことにより送達できる

- (2) 上記のあらゆる文書は、職場の占有者に送達する目的上、当該職場の適切な郵便宛先の「職場の占有者」宛てに、追加の氏名や役職を記載せずに送付できる。

- (3) 上記第（1）項および第（2）項は、本法に基づきいずれかの人、企業、所有者または職場の占有者への送付が要求または許可される文書に対して、さらに当該文書の送付、宛先指定および引渡しに対して、必要な修正を加えて適用される。

付則の変更

- 64 — (1) 本条に従い、労働大臣は、官報に掲載する命令により、あらゆる付則を変更できる。

[2011年9月1日発効の2011年法律第18号]

(2) 労働大臣は、上記第(1)項に基づく各命令において、必要または適切な暫定的、付随的および派生的規定を定めることができる。

(3) 上記第(1)項に基づく各命令は、官報に掲載後できるだけ速やかに議会に提出される。

規則

65 — (1) 労働大臣は、本法の目的および規定を実施するための規則を定めることができる。

(2) 上記第(1)項の一般性を損なうことなく、労働大臣は以下の問題の全部または一部について、規則を定めることができる。

(a) 以下を含む、工場の登録に関するあらゆる問題

(i) 登録が義務づけられる工場の分類または種類

(ii) 登録申請の書式と方法

(iii) 登録の条件

(iv) 登録申請が許可または拒絶される事由

(v) 工場登録証の発行

[2011年9月1日発効の2011年法律第18号]

(vi) 工場登録証の有効期間

[2011年9月1日発効の2011年法律第18号]

(vii) 工場として登録された、または工場登録証が発行されたあらゆる施設に関して、長官により管理される登録簿の形式、保管および維持

[2011年9月1日発効の2011年法律第18号]

(viii) 工場登録証が更新、延長または撤回される事由

[2011年9月1日発効の2011年法律第18号]

(ix) 工場のあらゆる関連事項の変更について、長官への情報提供義務を工場の占有者に課すこと

(x) 工場の登録または工場登録証の発行に関する、労働大臣への不服申立

[2011年9月1日発効の2011年法律第18号]

(b) 職場における照明、換気、湿度、温度、放射熱、騒音、排水設備と衛生状態、およびこれらに関する基準の設定

(c) 職場における応急手当資源の提供、および応急手当て者の任命

(d) 職場での火災時に要求される手順と資源

(e) 職場の空気から不純物を除去するために、さらに職場の過度の暑さと騒音を軽減するために義務づけられる手段(ある場合)

(f) 固体、液体、気体または蒸気を問わず、あらゆる有害物質の許容暴露レベル、制御および処理

(g) あらゆる有害生物および生体有害物質の取扱い、保管および処理

(h) あらゆる危険な機械または設備を使用する際の防護手段および安全対策の使用と管理

(i) 作業に使用するために提供すべき衣類および器具の種類

(j) あらゆる昇降機もしくはエレベーター、巻上機、吊り上げ装置、吊り上げ機、蒸気ボイラー、蒸気だめ、空気受け、冷凍装置受圧部、または他のあらゆる機械に関して—

(i) 上記を使用できる条件、およびその使用に関するあらゆる安全要件

(ii) 上記の建設、使用または保守

(iii) 上記を操作または管理および制御する人に対する適任証書の発行

(iv) 上記に対して実施が義務づけられる、あらゆる検査または試験

(v) 上記の安全な作業状態を保証するための検査または試験を実施できる人

(vi) 検査または試験を実施する方法

(vii) 当該検査または試験の頻度

(viii) 当該検査または試験の証明書または報告書の書式、保管および精査

- (ix) 当該検査または試験を行う権限者の義務
- (x) 上記の安全な操作または就業者の安全を保証するために、いづれかの人に義務を課すこと
- (k) 本法に基づき遂行された事項もしくは措置または発行された文書に関して、支払うべき料金
- (l) 内燃機関を管理または操作する人に対する適任証書の発行
- (m) 蒸気ボイラーまたは内燃機関を管理または操作する人に適任証書を発行するための検査の内容、検査委員会の構成、適任証書の書式、および当該検査と証書に関して支払うべき料金
- (n) 本法に基づき安全衛生訓練コースへの参加が義務づけられる人たちのために、当該訓練コースを実施する認定訓練提供者の認定、訓練提供者を認定する制度の確立、および当該制度に基づき認定訓練提供者が支払うべき料金
- (o) 使用できるガスプラントの種類
- (p) 全部または一部の種類のガスプラントで使用できる備品および配管の種類
- (q) ガスプラントの検査
- (r) 職場で使用される製品、機械、設備、装置、プラント、物品もしくは工程、または職場で実施される作業が身体傷害または健康被害のリスクを伴う場合には、当該リスクの防止または最小化
- (ra) 教訓報告書の作成および公表の手順
[2018年1月1日発効の2017年法律第44号]
- (s) 医学的管理および健康診断（予防的性質の医療を除く）のために、さらにあらゆる就業者またはあらゆる分類の就業者がリスクにさらされないようにするために、実施すべき対策
- (t) 以下の種類の業務に関する健康、安全および福利
 (i) 取引もしくは事業のために行われる、またはあらゆる商工業事業を目的とした、建築工事
 (ii) 取引もしくは事業のために行われる、またはあらゆる商工業事業を目的とした、土木建設作業
 (iii) 建築工事または土木建設作業の設計および管理
- (iv) 農薬を使用する、または農薬にさらされる業務
- (v) 道路の保守および補修
- (vi) 建物リフォーム工事
- (vii) 昇降機の保守および修理
- (viii) 狭い空間での作業
- (ix) デイスプレイ装置の使用を伴う作業
- (x) 蒸気ボイラー、蒸気だめまたは空気受けに関する作業
- (xi) 以下のいずれかに該当する他のあらゆる工程、工事または作業—
 (A) 就業者に身体傷害のリスクを引き起こす性質のもの；または
 (B) 就業者に何らかの健康上のリスクを引き起こすもの
- (u) リスク評価または安全衛生対策の実施、さらにリスク評価または安全衛生対策の実施に関するあらゆる占有者、雇用主その他の者の義務
- (v) あらゆる安全衛生管理システムの実施、さらに安全衛生管理システムの実施に関するあらゆる占有者、雇用主その他の者の義務
- (va) 評議会に関して、公務員ではない評議会メンバーに対する手当の支払い
- (w) 本法に定めることを要求または許可される、あらゆる規定
[2008年法律第9号]
- (3) 本条に基づき定められる規則において、規則のあらゆる規定の違反は以下に従い処罰される旨を規定することができる。
- (a) 職場における個人の死亡もしくは深刻な身体傷害または危険事象を引き起こす、または結果として生じる可能性がある違反の場合は、5万ドル以下の罰金、もしくは2年以下の禁固、または双方；さらに
- (b) 他のあらゆる違反の場合は、2万ドル以下の罰金、もしくは2年以下の禁固、または双方
[2018年1月1日発効の2017年法律第44号]

(4) 規則は、あらゆる占有者、所有者、雇用主、製造業者、設計者または従業員などを無制限に含む、職場の安全または衛生のいずれかの側面について支配力または影響力を有するあらゆる者に対し、義務を課すことができる。

(5) 上記第(2)項(r)に基づく規則は、とりわけ以下のことができる—

- (a) いずれかの製品、機械、プラント、工程または作業説明書に関連して、いずれかの就業者の雇用を禁止する、または業務時間を変更もしくは制限する
- (b) いずれかの材料または工程の使用を禁止、制限または規制する
- (c) いずれかの就業者による持ち上げ、運搬または移動が可能な最大重量を規定する
- (d) いずれかの機械またはプラントを使用する就業者の資格と最低年齢および受けるべき訓練を規定する；さらに
- (e) 作業を実施する前に遂行すべき手順を規定する

(6) 上記第(2)項(s)に基づく規則は、以下のことができる—

- (a) 規則に基づく医学的管理および健康診断が、長官により登録された人によって実施されることを義務づける
- (b) かかる登録にとつて十分な資格その他の条件を規定する。

(7) 上記第(2)項(t)に基づく規則は、以下のことができる—

- (a) 上記第(2)項(t)に言及された分類の施設、工程または作業に、本法のいずれかの規定を適用する
- (b) あらゆる開発者、請負人、建築技師または技術者を含む、上記第(2)項(t)に言及された種類の業務に従事する人に義務を課す
- (c) 上記第(2)項(t)に言及された種類の業務に従事する人が受けるべき資格および訓練を規定する

(8) 本条に基づく全ての規則は、*官報*に掲載後できるだけ速やかに議会に提出される。

留保および経過規定

- 66 — (1) 2006年3月1日直前に、主任監督官である者は、本法の第7条(1)項に基づき任命された労働安全衛生長官とみなされるが、その

長官としての任務は、本法が制定されていなければ当該者の主任監督官としての任務が満了した日に満了する。

(2) 2006年3月1日直前に、廃止法の第84条(1)項に基づき任命された監督官または担当官であるあらゆる者は、本法の第7条(3)項に基づき任命された場合と同様に、引き続き当該任務を務める。

(3) 2006年3月1日直前に、以下のいずれかであるあらゆる者は—

- (a) 廃止法の第71条に基づく安全担当官；または
- (b) 廃止法の第71A条に基づく安全補助者

本法の第28条に基づきそれぞれ職場安全衛生官または職場安全衛生補助者として任命された場合と同様に、引き続き当該任務に就き、各自の任務は、本法が制定されていなければ各自の任務が満了した日に満了する。

(4) 2006年3月1日直前に、廃止法の第72条に基づき設立されたあらゆる安全委員会は、本法の規定に従うことを前提として、本法の第29条に基づき設立された職場安全衛生委員会とみなされる。

(5) 2006年3月1日直前に、廃止法の第71B条に基づき承認された監査人であるあらゆる者は、本法の第30条に基づき職場安全衛生監査人として任命された場合と同様に、引き続き当該任務に就き、各自の任務は、本法が制定されていなければ各自の任務が満了した日に満了する。

(6) 2006年3月1日直前に、廃止法に基づき主任監督官により承認された権限者または認定ポイラー監督官である全ての者は、本法の第33条に基づき任命された認定検査官である場合と同様に、引き続き当該任務に就き、各自の任務は、本法が制定されていなければ各自の任務が満了した日に満了する。

(7) 廃止法またはその下位法令に基づき作成、付与または承認されたあらゆる許可書、証明書または報告書は、本法の規定に抵触しない限り、さらに本法または他のあらゆる成文法に別段の明示的規定がない限り、継続すると共に、本法の対応規定に基づき作成、付与または承認されたものとみなされる。

(8) 2006年3月1日直前に、廃止法の規定に基づく承認を求めて提出され、同日までに承認されなかったあらゆる申請その他の文書は、該当する場合は、本法の対応規定に基づく承認を求めて提出された申請または文書とみなされる。

(9) 廃止法の第50条に基づき労働大臣に不服申立が提出されており、2006年3月1日直前に処理されていなかった場合、当該不服申立は、本法が制定さ

れなかった場合と同様に、当該廃止条項に従い処理できる。

(10) 本法は、以下には影響を及ぼさない—

- (a) 2006年3月1日より前に、廃止法の第5部にに基づき開始された、または係属中のあらゆる捜査または調査；かかる全ての捜査または調査は継続可能であり、本法が制定された場合と同様に、同日以降もあらゆる点で、関連する全ての措置を遂行できる；
- (b) 2006年3月1日より前に廃止法に基づき主任監督官または労働大臣により出された、あらゆる命令、指示または決定の継続的な適用または効力
- (c) 上記の命令、指示または決定に関して、2006年3月1日より前に発生した不服申立の権利

(11) 2006年3月1日直前に、廃止法に基づき登録されているあらゆる工場は、本法の規定に基づき登録されているとみなされる。

(12) 以下に該当するあらゆる承認、通知、指示、命令、要求または免除は

- (a) 廃止法に基づき付与、発行または実施されているもの；さらに
- (b) 2006年3月1日直前に有効であるもの

本法に別段の規定がない限り、本法の対応規定の解釈上、効力を有する。

(13) 廃止法のいずれかの規定に定める期間が、2006年3月1日直前に進行中である場合、当該期間が始まった時点で本法の対応規定が発効していた場合と同様に、本法が効力を有する；さらに（上記を損なうことなく）上記に定める進行中の期間は、本法の解釈上、以下のようになされる—

- (a) 同日直前に進行していた当該期間の起点となった日付または事由から始まる；さらに
- (b) 本法が制定されていなければ満了していた時点で満了する（当該期間の延長に関する本法のあらゆる規定を前提とする）

さらに上記の期間の開始時、継続期間または終了時に応じて決まるあらゆる権利、優先権、責任、救済、義務、要件、権限、任務または免除は、廃止法の当該規定に従っていた、または従っていたであろう場合と同様に、本法に従う。

(14) 廃止法に基づき制定され、2006年3月1日直前に有効であったあらゆる下位法令は、本法の規定に抵触しない限り、破棄または廃止されるま

で、本法に基づき制定されたものとして、引き続き工場に関して効力を有する。

(15) 廃止法またはその規定に言及するあらゆる成文法または文書は、その効力を維持するために必要な範囲で、本法もしくは本法の対応規定（状況に応じて）に言及するものとして、またはこれへの言及を含むものとして解釈される。

危険事象

1. 機械的動力で動く旋回槽、車輪、砥石または砥石車の破裂。
2. 人や物の昇降に用いられるクレーン、デリック、ウインチ、巻上装置、杭打ちフレームその他の装置もしくはそのあらゆる耐荷重部分の倒壊もしくは故障（チェーンもしくはロープスリングの破損を除く）、またはクレーンの転倒。
3. 就業者のいる部屋もしくは場所の構造に対する、またはそこに収容された機械もしくはプラントに対する、爆発または火災による被害であって、5時間以上にわたりその部屋もしくは場所での通常の業務の完全停止、または機械もしくはプラントの停止を生じ、爆発または火災の原因が、粉塵、ガスもしくは蒸気の発火、またはセルロイドもしくはセルロイドの全体的／部分的な構成物質の発火であるもの。
4. 爆発もしくは火災に付随する、または構造的損傷を引き起こす、電気機械、プラントまたは装置の短絡または故障であって、5時間以上にわたり停止または不使用を生じるもの。
5. 就業者のいる部屋に影響を及ぼす爆発または火災であって、24時間以上にわたり、その部屋での通常の業務の完全停止を生じるもの。
6. あらゆる気体（空気を含む）または気体の圧縮から生じるあらゆる液体もしくは固体を大気圧より高い圧力で保管するために使用される、蒸気ボイラーまたは容器もしくはコンテナの爆発または構造上の故障。
7. 型枠またはその支柱の破損または倒壊。
8. 高さ15メートル以上の足場、または人が2メートル以上落下する可能性のある吊り足場の全体的または部分的な倒壊。
9. 乾ドックまたは浮きドックの洪水を引き起こす、乾ドックまたは浮きドックへの偶発的な海水の浸潤または浸入。

[2011年9月1日発効の2011年法律第18号]

職業性疾病

1. アニリン中毒
2. 炭疽病
3. ヒ素中毒
4. アスベスト症
5. 気圧障害
6. ベリリウム中毒
7. 綿肺症
8. カドミウム中毒
9. カルバマゼート中毒
10. 潜函病またはその後遺症（減圧性骨壊死を含む）
11. シアン化物中毒
12. 電離放射線により引き起こされた疾病
13. 過度の暑さにより引き起こされた疾病
14. 硫化水素中毒
15. 鉛中毒
16. レプトスピラ症
17. 肝血管肉腫
18. マンガン中毒
19. 水銀中毒
20. 中皮腫
21. 騒音性難聴
22. 職業性喘息
23. 職業性皮膚がん
24. 職業性皮膚疾患

25. 有機リン中毒

26. リン中毒

27. ベンゼンまたはベンゼンの同族体による中毒

付則2—続き

28. 一酸化炭素ガスによる中毒

29. 二硫化炭素による中毒

30. 窒素酸化物による中毒

31. 炭化水素化合物のハロゲン誘導体による中毒

32. 上肢の筋骨格障害

33. 珪肺症

34. 中毒性貧血

35. 中毒性肝炎

検査、修理または保守

5. あらゆる道路または駐車場の建設

6. あらゆる土地の埋め立て

[2011年9月1日発効の2011年法律第18号]

付則4

第5条(2)項

工場として指定された職場

1. レストランまたはキッチンを除き、取引または利益を目的とした、機械的動力を用いるあらゆる商品または製品の製造に関連して、組立ライン製造工程を使用するあらゆる施設。

2. 取引または利益を目的とした、金属加工製品、機械または設備の製造に使用されるあらゆる施設。

3. 取引または利益を目的とした、機械的動力を用いる木材製品の製造に使用されるあらゆる施設。

4. 商業販売を目的としたガスの生産に使用されるあらゆる施設。

5. 医薬品またはその中間生成物の製造に使用されるあらゆる施設。

6. 凸版、オフセット、リトグラフ、グラビア、輪転グラビアその他の同様の方法による印刷、または当該印刷物の製本が行われるあらゆる施設。

7. 物品の分類、梱包、荷役または保管に関連して、機械的動力が使用されるあらゆる施設。

8. 石油、石油製品、石油化学、石油化学製品を含む、可燃性、腐食性または毒性物質の処理または製造に使用されるあらゆる施設。

9. 可燃性、腐食性または毒性物質を使用する金属製品の処理、塗装または電気メッキが行われるあらゆる施設。

10. 可燃性、腐食性または毒性物質が入っている、または入っていたボトル、コンテナまたは容器の洗浄または充填が行われるあらゆる施設であるが、営利事業として自動車の推進に必要な燃料を自動車に充填するあらゆる施設を除く。

11. 140立方メートル以上の貯蔵容量のコンテナにガス（液化ガスを含む）を貯蔵するために使用されるあらゆる施設であるが、営利事業として自動

[2011年9月1日発効の2011年法律第18号]

付則3

第4条(1)項

土木建設作業

1. あらゆる鉄道線路または側線の建設

2. あらゆるドック、港湾、内陸水路、トンネル、橋、陸橋、浄水場、貯水池、パイプライン、送水路、下水道、下水処理場またはガスタンクの建設、構造上の改造もしくは修理（補修もしくは再塗装を含む）または解体。

3. 以下のいずれかかの建設、敷設、構造上の改造、検査、保守、修理、解体または撤去

(a) 水、ガスその他のあらゆる輸送用パイプライン

(b) 家庭用施設内の無蓋排水溝を除く、有蓋または無蓋のあらゆる排水溝

(c) あらゆる地下の電気ケーブルおよび通信ケーブル

4. パイプラインまたは地下の電気ケーブルおよび通信ケーブルに通じる、あらゆるマンホール、集水孔、検査孔、弁室その他の同様の閉じ込め構造の

車の推進に必要な燃料を自動車に充填するためにガスを保管するあらゆる施設を除く。

12. 5,000立方メートル以上の貯蔵容量のコクテナ（地下コクテナを除く）に、毒性または可燃性液体（液化ガスを除く）を大量貯蔵するために使用されるあらゆる施設。

13. 船舶の建設、改造、修理、修復、仕上げ作業または解体が行われるあらゆるヤード（あらゆるドック、埠頭、波止場、岸壁およびこれらの区域を含む）であって、当該ヤードの占有者またはその代理により船舶の建設、改造、修理、修復、仕上げ作業または解体が行われる当該ヤードに隣接する水域を含む。

14. 輸送事業または他の商工業事業に付随して、輸送目的で使用される機関車、航空機、自動車その他の装置の建設、改造または修理が行われるあらゆる施設であるが、クリーニング、洗浄、応急的な補修または微調整のみが行われる、機関車、航空機または自動車の収容目的で使用されるあらゆる施設を除く。

15. 建築工事または土木建設作業が行われるあらゆる施設。

16. あらゆる建築工事または土木建設作業の実施に付随して、物品が製造または準備されるあらゆる施設であるが、かかる工事または作業が実施される施設を除く。

17. 取引または利益を目的とした電力供給の発電のために、またはこれに関連して、作業が行われるあらゆる施設。

18. 給水のために、またはこれに関連して、機械的動力が使用されるあらゆる施設。

19. 機械的動力が使用されるあらゆる下水処理場、およびこれに関連して使用されるあらゆるポンプ場。

[2011年9月1日発効の2011年法律第18号]

付則5

第16条（9）項および第17条（7）項

機械、設備または危険物質

第1部

機械および設備

1. 足場および足場を立てるために使用されるあらゆる資材または構成要素

2. 全ての吊り上げ装置

3. フォークリフト

4. 動力プレス

5. パーベンダー

6. 全ての法定圧力容器を含む、圧力下での操作が意図されるあらゆる装置または配管

7. 腐食性、毒性または可燃性物質が入ることが意図される、あらゆる装置または配管

8. 溶接装置、およびこれを使用可能にするために必要なあらゆる付属品、器具または備品

9. 支持構造物の建設に使用される資材または構成要素

10. 爆発駆動式工具

11. 吹き付け加工に使用される装置、およびこれを使用・操作可能にするために必要なあらゆる付属品、器具または備品

第2部 危険物質

1. 腐食性物質

2. 可燃性物質

3. 爆発物

4. 酸化性物質

5. 自然発火性物質

6. 高圧ガス

7. 有機過酸化物

8. 自己発熱性物質

9. 自己反応性物質

10. 水と接触すると可燃性ガスを発生する物質

11. 毒性物質

12. 突然変異原

- 13. 発がん性物質
- 14. 催奇形性物質
- 15. 増感剤
- 16. 刺激物
- 17. 水生環境にとって危険な物質

付則6

第27条 (2) 項および第62条 (1) 項

免除対象の事業者

- 1. シンガポール警察 (特別警察隊を含む)、シンガポール刑務所、国内治安局、中央麻薬捜査局、シンガポール国防軍、シンガポール市民防衛庁および入国管理局の勤務中のあらゆる職員。
- 2. 搭乗しているあらゆる乗組員以外の人の安全と健康には危険を及ぼさない、あらゆる船舶、航空機その他の国際輸送形態に搭乗している就業中の乗組員。

立法経緯

職場安全衛生法 (第354A章)

この立法経緯は、職場安全衛生法の利用者の便宜のために提示される。この立法経緯は本法の一部ではない。

1. 2006年法律第7号—2006年職場安全衛生法

- 第一読会の日 : 2005年10月17日
(2005年10月18日に公表された法案No. 36/2005)
- 第二および第三読会の日 : 2006年1月17日
- 施行日 : 2006年3月1日
- 備考: 2006年職場安全衛生法により、工場法 (第104章、1998年改正版) が廃止された

2. G. N. No. S 72/2007—2007年職場安全衛生 (本法の対象となる職場) 命令

- 施行日 : 2007年3月1日

3. 2007年改正版—職場安全衛生法 (第354A章)

- 施行日 : 2007年7月31日

4. G. N. No. S 634/2007—2007年職場安全衛生法 (付則1の改正) 命令

- 施行日 : 2008年3月1日

5. 2008年法律第9号—2008年職場安全衛生 (改正) 法

- 第一読会の日 : 2008年2月15日
(2008年2月16日に公表された法案No. 2/2008)
- 第二および第三読会の日 : 2008年3月6日
- 施行日 : 2008年4月1日

6. 2009年改正版—職場安全衛生法 (第354A章)

- 施行日 : 2009年7月31日

ii

12. 2018年法律第10号—2018年シンガポール企業庁法

第一読会の日
 : 2018年1月8日 (2018年1月8日に公表された法案No. 3/2018)

第二および第三読会の日
 : 2018年2月5日

iii

施行日
 : 2018年4月1日

比較対照表

職場安全衛生法 (第354A章)

職場安全衛生法 (2006年法律第7号) における以下の条項は、法律改正委員により本2007年改正版において条項番号が変更された。

この比較対照表は、利用者の便宜のために提示される。この表は、職場安全衛生法の一部ではない。

2007年版	2006年法律第7号
削除	66
66	67
削除	68

7. 2010年法律第4号—2010年法令 (雑則改正) 法

第一読会の日
 : 2009年11月23日
 (2009年11月23日に公表された法案No. 26/2009)

第二および第三読会の日
 : 2010年1月12日

施行日
 : 2010年2月17日 (第6条)

8. 2010年法律第15号—2010年刑事訴訟法

第一読会の日
 : 2010年4月26日
 (2010年4月26日に公表された法案No. 11/2010)

第二および第三読会の日
 : 2010年5月19日

施行日
 : 2011年1月2日

9. 2011年法律第18号—2011年職場安全衛生 (改正) 法

第一読会の日
 : 2011年3月10日
 (2011年3月10日に公表された法案No. 13/2011)

第二および第三読会の日
 : 2011年4月11日

施行日
 : 2011年9月1日

10. 2014年法律第5号—2014年下級裁判所 (改正) 法

第一読会の日
 : 2013年11月11日
 (2013年11月11日に公表された法案No. 26/2013)

第二および第三読会の日
 : 2014年1月21日

施行日
 : 2014年4月14日

11. 2017年法律第44号—2017年職場安全衛生 (改正) 法

第一読会の日
 : 2017年10月2日 (2017年10月2日に公表された法案No. 38/2017)

第二および第三読会の日
 : 2017年11月6日

施行日
 : 2018年1月1日

比較対照表

職場安全衛生法（第354A章）

<p>職場安全衛生法の2007年改正版における以下の条項は、法律改正委員により本2009年改正版において削除された。</p>	
<p>この比較対照表は、利用者の便宜のために提示される。この表は、職場安全衛生法の一部ではない。</p>	
2009年版	2007年版
削除（消滅）	66—（16）

職場安全衛生法

(354A)

職場安全衛生（安全の為の設計）規則 2015

規則の構成

第 1-部

序文

規則

1. 引用及び適用開始

2. 定義

3. 適用

第 2 部

発注者の義務

4. 影響を受ける人の安全衛生の為の建築物設計

5. 設計者及び元請負人に関する発注者の義務

6. 安全設計審査会

7. 安全設計記録簿

8. 発注者の職務の委任

第 3 部

設計者と元請負人の義務

9. 設計者の任務

10. 元請負人の義務

第 4 部

その他

11. 登録事業者及び子会社管理会社の義務

12. 罰則

職場安全衛生法第 65 条によって授權された権限を使用するため、人材開発大臣は以下の規則を制定する。

第 1 部

序文

引用及び適用開始

- 1 この規則は、職場安全衛生（安全の為の設計）規則 2015 として引用されることがあり、2016 年 8 月 1 日に発効する。

定義

- 2 本規則では、文脈が別途要求する場合を除き、以下の用語は以下に記載する意味を有する。

- **【影響を受ける人】**とは、建造物に関して、
 - (a) 建築物の建設作業の影響を受けるか、又は被害を受けやすい個人。
 - (b) 建築物を職場とする者、建築物を維持又は清掃する者、又は建築物の中又は上にはいるものを含む。
 - (c) 建築物の解体を行うか又は解体によって影響を受ける者。
- **【建設工事】**とは、建物建設又は土木工事の実施を意味する。
- **【建設工事に関わる【契約額】**とは、建設工事を請負する元請負人が行う工事の契約で指定された値であって、工事の供給に関連して支払われる財及びサービス税を含むものをいう。
- **【元請負人】**とは、建設作業を行う目的で契約を結んだ者をいう。
- **【安全設計記録簿】**とは、規則 7-1 で推奨される記録簿を意味する。
- **【設計計画】**には、設計に関連する図面、建築情報モデリング、設計の詳細、仕様、材料及び請求書（物又は仕様の仕様を含む）及び設計の為の計算が含まれる。
- **【建築物に関する【設計リスク】**とは、影響を受ける人が建築物の建設、撤去又は解体時に身体障害を被る可能性を高めるリスクであり、設計時に於ける存在の有無を問わない。
- **【設計者】**とは、建造物に関連する設計計画を作成する者を意味する。
- **【発注者】**とは、プロジェクトを実施する者を意味し、分割建屋の改造に関しては分割建屋の子会社管理会社を含む。
- 建造物に関して**【変更】**とは、建造物を拡張、変更、追加又は修復することを意味する。
- 設計計画に関連して**【準備】**には、変更の有無にかかわらず別の設計者による設計計画の使用又は承認を含む。
- **【プロジェクト】**とは、
 - (a) 土地の区画上に 1 つ以上の恒久的な建造物の新設又は改造の為に発注者が行うプロセス。
 - (b) 発注者又は発注者によって任命された者は、
 - (i) プロジェクトを計画し、管理する。
 - (ii) プロジェクトの下に建設又は改造された全ての建造物（一時的な建造物を含む）を設計する。
 - (iii) 建設作業を行う。
- **【残留設計リスク】**とは、予測可能な設計リスクであるが、排除が合理的に実行可能でないものを意味する。
- **【建造物】**とは、常設又は一時の建築物をいい、建築物への推奨には、建築物の一部、建築物を対象とした製品又は機械又は電気システムを含む。
- **【分割建屋】**は、建物維持管理及び階層管理法（Cap.30C）の 2-1 と同様の意味を持つ。
- **【子会社管理会社】**は、建物維持管理法第 2-1 と同じ意味を有する。

適用

- 3 (1) 第2項の規定を例外として、本則は、
(a) 以下のプロジェクトに適用される。
(i) 開発事業の過程で発注者によって行われるプロジェクト。
(ii) 1,000万ドル以上の契約額の計画しているプロジェクト。
(iii) 計画法(Cap.232) 3-1に基づき開発を含むプロジェクト。
(b) 計画法3-1に基づき開発を含む、安全設計のための登録簿が規則7のもとで保持されている恒久的な構造を変更するプロジェクト。
(2) この規則は、発注者が2016年8月1日より前に設計者を任命したプロジェクトには適用されない。

第2部

発注者の義務

影響を受ける人の安全衛生のための建造物の設計

- 4 (1) プロジェクトの発注者は、合理的に実行可能であれば、プロジェクトの予測可能な全ての設計上のリスクを排除する必要がある。
(2) 予測可能な設計リスクを排除することが合理的に実用的でない場合、発注者は、合理的に実行可能な以下の要素を考慮して、設計リスクを合理的に実行可能な限り低くすることを保証しなければならない。
(a) 設計リスクはその発生源で削減する必要がある。
(b) 個々の防護措置の代わりに集合防護措置を使用しなければならない。

設計者及び元請負人に関する発注者の義務

- 5 (1) プロジェクトの発注者は、以下の場合にのみプロジェクトに必要な設計者 (a) 又は元請負人 (b) を任命することができる。
(a) 諸規則及び本法第65条に基づく他の規制の下で設計者の任務を遂行する能力があると合理性を以て考えているとき、建設物の設計者として。
(b) 諸規則及び本法第65条に基づく他の規制の下で元請負人の任務を遂行する能力があると合理性を以て考えているとき、建設物の元請負人として。
(2) 発注者はプロジェクトのために計画と管理を行い、プロジェクトのために(1)項に基づいて任命された全ての設計者及び元請負人が、この規則及び本法第65条に基づいてなされたその他の規則に基づいて任務を遂行するのに十分な時間と資源を確保することを保証する。
(3) 発注者は、設計者又は元請負人がこの規則に基づいて設計者又は元請負人の任務を遂行することをいかなる場合でも可能にするために、第1項によって任命された全ての設計者及び元請負人に関連情報をいかなる場合でも確実に提供しなければならない。

安全設計審査会

- 6 (1) プロジェクトの発注者は、
(a) プロジェクトの予測可能な全ての設計リスクを特定すること、そして
(b) 予測可能な設計リスクのそれぞれをどのように排除又は削減できるかを検討する。
(2) 規則5-1.9-6-a又は10-2-a又は3-aに基づいて任命された全ての関連設計者及び元請負人を、各安全設計審査会議に参加させること。

安全設計記録簿

- 7 (1) プロジェクトの発注者は、以下の情報と記録を含む安全設計記録簿を保管しなければならない。
(a) 規則6に基づいて開催された安全設計審査会議における検討結果。
(b) プロジェクト内の全ての残存設計リスク。
(2) 発注者は、
(a) 安全設計記録簿を常に最新の状態に保たなければならない。
(b) プロジェクトのために規則5-1.9-6-a又は10-2-a又は3-aに基づいて任命された全ての設計者及び元請負人の為、安全設計記録簿を常時閲覧可能にしておかなければならない。
(c) 検査官の要求に応じて、検査官による検査のために安全設計記録簿を利用可能にしなければならぬ。
(3) 発注者が、プロジェクトが実施されている任意の建造物に対する発注者の所有権を処分する場合、発注者は、
(a) は、安全設計記録簿が、
(i) 発注者の建造物に対する所有権を獲得した者。又は
(ii) 建造物が分割建屋である場合、分割建屋の子会社管理法人。
(b) 場合によっては、安全設計登録の性質と目的の建造物又は子会社管理会社への発注者の所有権を次の者が取得することを通知しなければならない。
(4) 発注者が2-c項に違反する行為は犯罪であり、発注者は\$ 10,000以下の罰金が科される。

発注者の任務の委任

- 8 (1) 発注者は、規則6及び7-1及び2に基づく発注者の任務のいずれかを、発注者がその任務を遂行する能力があるに合理的に信じる者に委任することができる(安全設計の専門家)。
(2) 発注者は、(1)に基づいて安全設計の専門家に委任された職務の執行に必要な全ての情報を安全設計者に提供しなければならない。
(3) 第6規則の下での発注者の任務が安全設計の専門家に委任された場合、安全設計の専門家は、安全設計審査会議毎に合理的に実行可能な限り速やかに、設計上のリスクを排除又は削減することができる。
(4) 規則7-1又は2に基づく発注者の職務が安全設計の専門家に委任された場合、安全設計の専門家は、情報又は記録が追加された後、安全設計記録簿の最新版を発注者に提供する。
(5) 第6条又は第7-1又は2に基づき義務を委譲する発注者は、その義務の履行に関し責任を負わぬ。

第3部

設計者と元請負人の義務

- 9 (1) 建造物設計者は、合理的に実行可能であれば、予測可能な全ての設計リスクを排除する建造物設計計画を作成しなければならない。
(2) 設計者は、設計計画を作成する設計者が建造物上予想される設計リスクを排除するために合理的に実行できない場合は、設計者を任命した者に、合理的に実行可能な限り低い程度に変更し、次の要因を合理的に実行可能な限り考慮すること。

- (a) 設計リスクをその発生源で減らさなければならぬ。
- (b) 個々の防護措置の代わりに集合防護措置を使用しなければならぬ。
- (3) 設計者は設計者に任命された者の設計に関連する全ての情報を提供しなければならぬ。
- (4) 建造物の設計者は、建造物が必要なプロジェクトの発注者が必要とする場合には、安全設計の検討会議に出席しなければならぬ。
- (5) 4の目的のための発注者への付託は、第6規則に基づく発注者の任務が委任された者への付託を含む。
- (6) 設計者は、
 - (a) 委任された設計者がこれらの規則および第65条に基づいてなされたその他の規則に基づいて行われる規則の下で設計者の任務を遂行する能力があると合理的に考えている場合に限り、設計者（この規則では委任設計者と呼ばれる）をその建築物のために設計者として任命することができる。
 - (b) 委任設計者がこの規則及びこの法律第65条に基づいてなされたその他の規則に基づいて設計者の任務を遂行できるように、委任設計者に関連情報をすべて提供しなければならぬ。
- (7) 疑義を避けるために –
 - (a) この規則における設計者への推奨は、委任設計者と規則10-2-aの下で任命された設計者への推奨を含む。そして
 - (b) 6-aに基づき建築物の設計計画を作成する委任設計者を任命する設計者は、1又は2に基づき義務の履行に関して設計計画に関して責任を負う。

元請負人の義務

- 10 (1) 元請負人は、可能な限り速やかに、元請負人を指名した者に対して、予見可能な設計リスクがリスク負担を課しているか、課すことになることを元請負人が理解していることを伝えなければならぬ。
- (2) 元請負人は、
 - (a) 設計者が本規則及び本法第65条に基づいてなされたその他の規則の下で設計者の任務を遂行する能力があると契約者が合理的に信じている場合に限り、建造物の設計者を指名することができる。そして、
 - (b) 設計者が本規則および本法第65条に基づいてなされたその他の規則に基づいて設計者の職務を遂行するために、a項に基づいて任命された下請け業者に関連情報を提供しなければならぬ。
- (3) 元請負人は、
 - (a) 下請け業者が本規則及び本法第65条に基づいてなされたその他の規則の下で設計者の任務を遂行する能力があると契約者が合理的に信じている場合に限り、建造物の下請け業者（以下、下請負契約者と呼ぶ）を指名することができる。そして、
 - (b) 下請負契約者が本規則および本法第65条に基づいてなされたその他の規則に基づいて元請負人の職務を遂行するために、a項に基づいて任命された下請負契約者に関連情報を提供しなければならぬ。
- (4) 建築物の契約者は、建築物が必要とされるプロジェクトの発注者が必要とする場合には、安全設計審査会に出席しなければならぬ。
- (5) 4の目的のために、発注者への付託は、第6規則に基づく発注者の任務が委任された者への付託を含む。
- (6) 疑義を避けるために、この規則における元請負人への付託は、下請負契約者への付託を含む。

第4部 その他

登録された事業者及び子会社の管理会社の義務

- 11 (1) 分割されていない建物について、安全設計記録簿が規則7-1のもとで保管されている場合、登録された所有者は、
 - (a) 検査官の要請に応じて、検査官による検査のために安全設計の為に記録簿が利用可能であることを保証しなければならぬ。
 - (b) 登録所有者が建造物の登録所有権を処分する場合 –
 - (i) 次に建造物に所有権を持つ人に安全設計記録簿を確実に引き渡すこと。
 - (ii) 次に建造物に所有権を持つ人に安全設計記録簿の性質と目的を通知すること。
- (2) 分割建屋の為に安全設計記録簿が規則7-1のもとで維持されている場合、分割建屋の子会社管理会社は、審査官の要求に応じて、審査官が審査のために安全設計記録簿を利用できるようにしなければならぬ。
- (3) 登録所有者が1-aに違反するか、子会社経営会社が第2項に違反すると、登録所有者又は子会社管理会社は、10,000ドル以下の罰金を科せられることがある。

罰則

- 12 本規則に別段の定めがある場合を除き、この規則の条項に違反する行為は犯罪であり、20,000ドル以下の罰金又は12ヶ月間以下の懲役若しくはその両方の刑に処される。
 - 2015年7月8日制作
LOH KHUM YEAN シンガポール人材開発省長官。
[C010-048-0019; AG / LLRD / SL / 354A / 2010/16 Vol.
(労働安全衛生法第65条(8)に基づいて議会に提出する)。

参考資料C (3)

職場の安全衛生に関する指針

安全な設計



発行：2016年

目次

付録6： 設計者が影響力を持つ分野
付録7： 注意書き
付録8： メンテナンス戦略レポート

52
56
58

62

8. 謝辞

1. はじめに	3
1.1 規則の適用	3
1.2 「構造物」の定義	5
1.2.1 「合理的に実施可能な」の意味は？	5
1.3 DFS 登録	6
1.4 罰則	8
2. 発注者	9
2.1 発注者とは誰を指すか？	9
2.2 発注者はその責務を果たすために何をしなければならぬか？	9
2.3 DFS 専門家への発注者責務の委任	14
2.4 設計施工契約	15
3. 設計者	16
3.1 設計者とは誰を指すか？	16
3.2 設計者はその責務を果たすために何をしなければならぬか？	16
4. 施工者	21
4.1 施工者とは誰を指すか？	21
4.2 施工者はその責務を果たすために何をしなければならぬか？	21
5. 登記上の所有者および区分所有管理会社	23
5.1 登記上の所有者および区分所有管理会社とは誰を指すか？	23
5.2 登記上の所有者および区分所有管理会社はその責務を果たすために何をしなければならぬか？	23
6. 手引きのプロセス	25
6.1 はじめに	25
6.2 手引きのプロセスの導入段階	26
6.3 手引きが重点的に焦点をあてる分野	29
6.4 手引きー1 サンプル：概念設計の検証	29
6.5 手引きー2 サンプル：詳細設計の検証	31
6.6 手引きー3 サンプル：建設前段階における検証	38
7. 付録	42
付録1： 計画法の第3条(1)に定められる「開発」の定義	42
付録2： WSH (DFS) 規則に定められる責務の概要	44
付録3： 職場安全衛生 (WSH) 法令一覧	48
付録4： 設計作業の一覧	49
付録5： 代表的な設計者一覧	51

1. はじめに

2015年職場安全衛生（安全設計）規則（以下、「WSH（DFS）規則」という。）は2016年8月1日に施行される予定である。規則では、発注者、設計者、施工者といった関係者が協力して初期段階のリスクを軽減、職場としての建造物や構造物の観点から安全な労働環境を実現することを求めている。協力することにより、関係者は合理的に実施可能な範囲で、作業に関わる者の安全や衛生に対して、予見可能なあらゆる設計段階のリスクを特定し、排除または低減することができる。作業に関わる者とは次のような者を指す。

- 構造物の建設作業（増築、改造、解体を含む）に従事する者、そのような作業から受ける影響に対して責任を負う者、もしくは、
- 建造物もしくは構造物内や構造物上にある物のメンテナンスや清掃をする者を含め、竣工後の建造物や構造物内を職場として働く者。

およびWSH（DFS）規則では、建造物や構造物が安全な職場となるよう、関係者が協力してDFSに関する責務を遂行し、安全な建設の実施と安全なメンテナンス作業を促進するよう仕向けることを目的としている。

注）

本指針に示される内容は、建造物と構造物の安全な設計に関する指針（2008年初版、2011年第1回改訂版）に置き換わるものである。

1.1 規則の適用

WSH（DFS）規則は2016年8月1日より前に設計者が任命されたプロジェクトには適用されない。

WSH（DFS）規則は、次のような全てのプロジェクトに適用されるものである。

- 発注者がその業務遂行の過程において請け負ったプロジェクトであり、
- 契約額が1,000万ドル以上、および
- 計画法第3条（1）（232章）に規定される開発に含まれるプロジェクト

既にDFS記録がなされ、計画法に定められる「開発」の定義に該当する建造物や構造物における改修が行われる場合は、請負契約価格に関わらず、DFS規則に従わなければならない。

計画法（232章）に定められる「開発」の定義については付録1を参照のこと。

建設作業に関連する契約額とは、建設作業を請け負う施工者によって実施される作業の契約に明記される額を意味するものであり、これには作業の提供に関して課される物品・サービス税が含まれる。ここでいう契約額とは有期契約の合計契約額を指し、設計変更については契約額には含まれない。

また関係者は、全てのシステムや機材が、WSHの要件や最終段階のメンテナンスにかかる最良事例に沿って、安全衛生を確保して設置されるよう、配慮しなければならない。いくつかの事例として、冷却設備、貯水槽、天井部に予備発電機が装備されたディーゼル機関等の重量部品の清掃、搬入、除去を行う際の安全なアクセスが安全かつ工学的な観点からメンテナンスを実施できる最小限のスペースを確保することと共に挙げられる。このような対応策は全て、メンテナンス戦略レポートに記載されていないなければならない。メンテナンス戦略レポートは、設計者が、メンテナンス作業のためのアクセス戦略に関する提言や必要条件を記録する文書である（付録8を参照のこと）。発注者もしくは設計者は、メンテナンス戦略レポートを作成するに当たり、推奨される手引きのプロセス、特に第6条の手引き-2概要を参照するものとする。

計画法に定められる開発と見做される「改造および増築」（A&A）作業は、適用基準の全て（例として契約額が1,000万シンガポールドルを超えるといった場合）を充たせば、WSH（DFS）規則を遵守することが求められる。

通常は、計画法で開発と定義されていない契約については、WSH（DFS）規則を遵守する必要は認められない。

DFS規則が適用される事例については表1を参照のこと。

シナリオ	DFS規則が適用されるか？ (適用対象/適用対象外)
1. 自身の入居のために、契約額1,200万ドル相当の高品質バンガローの建設を予定している。この場合、DFS規則は適用されるか？	適用対象外
2. 会社が、契約額2,000万ドル相当の居住用コンドミニアム・プロジェクトを開発している。DFS規則が適用されるか？	適用対象
3. 契約額900万ドル相当の商業ビルを建設しているが、設計段階での設計変更により、契約額は現在1,050万ドルである。DFS規則に従う必要があるか？	適用対象外
4. 2015年に開発プロジェクトの設計者を任命したが、DFS規則に従う必要があるか？	適用対象外

5. 既にDfS登録を行っている建造物において契約額600万ドルの増築・改築作業を実施している。DfS登録の更新を継続し、規則に従う必要はあるか？
6. 2016年8月1日より前に建設され、DfS登録を行っていない既存の建造物の増築・改築作業を実施している。同プロジェクトの契約額は1,000万ドルを越え、計画法に規定される「開築」の定義に該当するが、DfS規則に従う必要があるか？

適用対象

適用対象

表1: DfS規則の適用事例

注)

DfS規則が定めている適用範囲に関わらず、職場安全衛生評議会 (WSH Council) では、発注者、設計者、施工者が全建設プロジェクトに対してDfS規則を適用することを推奨する。同規則が適用対象を限定していることが、全ての建設プロジェクトに対してDfS規則が定める慣行の遂行を禁じたり、推奨したりしない解釈されるものではない。

1.2 「構造物」の定義

同規則では、「構造物」とは恒久構造物もしくは仮設構造物として定義される。構造物とは、構造物の一部を為すもの、また構造物に使われる製造物や機械・電気システムを含む。

恒久構造物とは、建造物、木材・煉瓦・金属を複合した構造物や鉄筋コンクリート構造物、アークスをサポートあるいはアークス手段を提供するために設計もしくは使用される構造物、鉄道路や延線、埠頭、港湾、波止場、港、内陸水路、トンネル、立て坑、橋梁、高架橋、水道設備、給水所、排水管・排水管路、電線、導水管、下水管、下水処理場、ガスホルダ、道路、離着陸場、防波堤、護岸、排水設備、土工、砂州、ダム、防壁、ケーソン、マスト、タワー、塔門、地下貯水槽、土留構造物、地勢・固定設備を保護もしくは改造するために設計される構造物、およびここに挙げられるものに類似する構造物を指す。

仮設構造物とは、型枠、仮構、足場、また建設作業中にアークスをサポートあるいはアークス手段を提供するために設計もしくは使用されるその他構造物を指す。

1.2.1 「合理的に実施可能な」の意味は？

「合理的に実施可能な」が意味するところは、特定の状況におけるリスクの度合いが、リスクを回避する措置を講じるための時間、手間、費用、および物理的な難しさと均衡を保っていることであり、実施可能な場合に、措置を講じることが妥当と見做される。措置を講じることが合理的であるかどうかを判定するには、次のような点を検討すべきである。

- 発生する可能性がある傷害や健康被害の深刻度
- 傷害または健康被害の発生リスク（もしくは発生する可能性）の度合い
- ハザード、およびハザードを排除、削減、管理する手段についての程度判明しているか
- 保護措置の有用性、適合性、および費用

リスクおよび傷害の深刻度は、リスクを排除するために必要とされる保護措置が実施可能かどうかという総合的な観点に照らして測られるべきである。リスクおよび/または深刻度が大きいほど、多大な費用を配分しそれを低減する取り組みを行うことがことさら合理的である。

保護措置を設置する費用は、それを実施しなかった場合の結果と照らして意義あるものでなければならず、客観的に判定されるべきである。特に重大な傷害、もしくは深刻度は低いが発生頻度が高い傷害が発生するリスクがある場合は、事業主が必要な保護措置を講じる経済的余裕があるかどうかは無関係である。

保護措置が「合理的に実施可能である」と見做されるかどうかを判定するにあたって、時には関連業界の慣習や知見が考慮されるべきである。事業主は特定のハザードに関し、そのようなハザードと保護措置が同業界で広く認識されている場合に、対処法を知らないと主張することはできない。

合理的に実施可能と見做される安全衛生措置に関する情報については、シンガポール規格生産性革新庁 (SPRING Singapore) 発行の職場安全衛生に関するシンガポール基準、および職場安全衛生評議会発行の職場安全衛生にかかる資料を参照のこと。

1.3 DfS登録

DfS登録とはDfS検証プロセスを通じて作成された文書をまとめたものであり、2つの重要な目的を担うものである。

1つ目は、DfS検証プロセスが適正に実施されたことの記録と証明としての役割を果たすこととであり、これには以下が含まれる。

- 予見可能な設計段階のリスクを念入りかつ体系的に特定すること
- 特定されたリスクを合理的に実施可能な範囲で、排除および/または低減すること
- 影響を被る者に対してリスクにかかる情報を効果的に通知すること

2つ目に、DfS登録は、設計段階のリスクに直面する個人に通知されるべき必要不可欠な情報を含んでいることとであり、例えば建造物の建設、メンテナンス、修復、解体中に、これらの個人が対処すべき特定されたリスクや、実施可能な場合の対応措置について認識できるようにすることである。

DfS登録に関する詳細情報については、第2.2条 (f) および第3.2条 (c) を参照のこと。

注)

DfS登録に保管される文書は、ISO 9001:2015の規格要求事項に従って最新の状態が保たなければならない。

1.4 罰則

WSH (DfS) 規則の定めるところにより、登録職場検査機関による DfS 登録の検査に応じない場合、有罪と判断されれば 1 万ドル以下の罰金が課せられることになる。

WSH (DfS) 規則に定められるその他の責務の遂行を怠った場合の罰則は、2 万ドル以下の罰金、もしくは 12 か月以下の禁固刑、あるいは両方が課せられる。これは各責務遂行違反にかかる最大の罰則である。

2. 発注者

2.1 発注者とは誰を指すか？

発注者とは建設プロジェクトが自身のため、あるいは自身の代わりに他の者によって実施される場所の者である。この意味において、発注者は個人あるいは組織ということができ、発注者は建設バリエーションのトップに位置しており、プロジェクトに最も大きな影響力を持つ。発注者には、既存の建造物に関する改修プロジェクトを請け負う、共同所有建造物の区分所有管理会社も含まれる。

家の所有者が施工者として従事し、自宅建設もしくは業務用ではなく個人的居住のための家の建設や再建プロジェクトを請け負う場合は、WSH (DfS) 規則の適用対象とはならない。

2.2 発注者はその責務を果たすために何をしなければならぬか？

WSH (DfS) 規則の定めによれば、発注者はプロジェクトに存在する予見可能な設計段階のリスクを確実に排除する責任を負う重要な関係者である。設計段階のリスクを排除することが合理的に実施可能でない場合、発注者は設計段階のリスクが合理的に実施可能な範囲でできるだけ低く抑えられるようにしなければならぬ。

発注者は、割り当てられた予算でプロジェクトを設計し建設するプロフェッショナルとして従事する者であり、建設プロジェクトの重要な関係者として、計画を選定しプロジェクトの設計における重要な意思決定を行う者である。このように、プロジェクトに存在する予見可能な設計段階のリスクを確実に排除することが発注者の責務である。設計段階のリスクを排除することが合理的に実施可能でない場合、発注者は設計段階のリスクが合理的に実施可能な範囲でできるだけ低く抑えられるよう、他の関係者（設計者、DfS の専門家、施工者、等）と協力しなければならぬ。

設計段階のリスクを低減するには、リスクを初期段階で低減し、個々の保護手段ではなく共同保護手段が採られるべきである。個々の保護手段とは、個人用保護具 (personal protective equipment (PPE)) 等の措置をいう。PPE を選択するのではなく、作業員をチーム全体として保護することに重きを置く共同保護手段を選択しなければならぬ。オープンエンジに救命索ではなく手すりを取り付けることが例として挙げられる。

発注者が予見可能な設計段階でのリスクを確実に排除する専門領域の知識を有していないことがあるのもっともであるが、適切な判断が下せるよう設計者や施工者の専門知識を活用しなければならぬ。

- 安全労働法および補足規則に規定される責務を果たすことのできる、職務遂行能力を有する設計者、施工者、また DfS 専門家を従事させる。

作業に従事する者の職務遂行能力とはその者が有する、自らの責務を果たすことができるような経験および研修実績と定義される。発注者は、従事者の職務遂行能力を判定するにあたって、従事者が必要な範囲での相応の研修実績および経験を有し、単に契約要件を充たしているのではなく、職場安全衛生法および補足規則に規定される責務を履行することができることを確認しなければならぬ。請負企業が業務を遂行できるかどうかを判定するために、発注者は同請負企業が業務が求められる職務遂行能力の要件を十分に充たす相応の業務実績、ならびに経験を積んだ職員を有していることを確認しなければならない。

- 建築建設庁 (Building and Construction Authority (BCA)) が採用している、落札者選定のための枠組みである価格品質方式 (Quality-Fee Method (QFM)) を参考に用いた、発注者が個人や請負業者の業務遂行能力を判定するための検討項目を以下に例として取り上げる。
- 取得認定を含む、請負業者もしくは個人の実績 (例えば、bizSAFE 評価制度による認証レベル)
- 指名されるプロジェクトチームの相応の専門知識と経験
- 指名されるプロジェクトチームが、発注者から伝達されたプロジェクトの設計段階のリスクにどのように対処する予定であるか
- 建設プロジェクトチームが安全性およびリスクを管理する能力 (該当する場合)

例：
住宅開発計画で、発注者は5棟の高層建築を設計し、中間階と最上階が連絡通路で繋がるよう依頼を行った。当初、発注者は設計を建造物設計者にあたらせたが、建造物設計者が橋梁を設計する業務遂行能力、研修、経験を有していないことに気づき、よって発注者は、橋梁設計者に連絡通路の設計を任せ、建造物設計者は建造物の設計を行った。

- 発注者によって任命された設計者と施工者に、プロジェクトを完成させるための十分な時間とリソースが与えられるようプロジェクトの計画、運営を行う。
これは建設前段階から建設段階までプロジェクトを安全かつ円滑に進めることを確保するためである。十分な時間とリソースの配分が行われるべき対象には以下が含まれる。
- 建築士を含める設計者、技師、その他、建設作業、竣工後の建造物の清掃やメンテナンスに従事する人々、また竣工後の建造物を職場として利用する人々の安全衛生を勘案する者 (代表的な設計者として挙げられる者については付録5を参照のこと)
- 建設作業、竣工後の建造物の清掃やメンテナンスに従事する人々、また竣工後の建造物を職場として利用する人々の安全衛生を勘案する建設作業を実施する施工者

- 設計者および施工者を従事させる際に、発注者は計画に必要なリソース (スタッフ、機材、またとりわけ時間、等) について配慮し、作業を適正に実施しなければならぬ。入札の段階で、発注者は現場での建設作業開始前に施工者が計画と準備に最小限必要な期間を考慮しなければならぬ。任命された後、施工者には、作業員が安全衛生にかかるとリスクを被ることなく作業が進行するよう、作業を計画し、必要なスタッフと機材 (例えば、クレーン、杭打機) を取り揃える十分な時間が与えられなければならない。解体作業が含まれるプロジェクトの場合に、これは特に重要であり、施工者には解体手順の計画と安全な実施のために十分な時間が与えられる。
- 合意した契約額で設計者と施工者に発注後、安全衛生の問題に繋がるような重要な変更がプロジェクトに生じた場合、発注者は設計者および施工者と従前に合意したプロジェクト推進のための時間とリソースが十分かどうかを協議しなければならぬ。全関係当事者は、プロジェクトが安全に進められるよう、配分されるリソースと時間に関して合意に至らなければならない。

例：
発注者は既存の建造物がある土地の新規開発の建設について施工者に発注を行った。入札段階では解明されていなかったが、解体される予定の建造物にはアスベスト含有物質が含まれていることが判明した。新たにもたらされたこの情報により、施工者は同建造物の解体を行うためにアスベスト除去の専門家である施工者を雇い連携するためにもう少しの時間が必要となった。従って、発注者は局面を打開するために施工者に追加的な時間とリソースを提供しなければならない。

- 発注者によって任命された設計者と施工者全てに、関連情報を提供する。これには以下が含まれる。
 - 敷地計画とプロジェクト用地の写真
 - アズビルド図面計画
 - ユーティリティとユーティリティ供給業務プラン
 - 土壌調査報告書
 - 現行のDFS登録 (もしある場合)
 - プロジェクトに伴う設計段階のリスクに関する情報 (もしある場合)
- 発注者はプロジェクトに伴うリスクを入札開始前に設計者と施工者に明らかにしておかなければならない。これにより、設計者と施工者は設計段階のリスクを認識することが可能となり、プロジェクトを請け負うことができるかどうかを判断し、職場安全衛生法と補足規則に従うことに役立つ。
- 発注者は、設計者、施工者、DFS 専門家に監督当局やその他機関から関連情報を発注者に代って取得する役割を割り当てることができるが、これを実施する責任の所在は発注者にある。

- 関係する設計者および施工者との DFS 検証会議を開催し、影響を被る人々に対する予見可能な設計段階の全てのリスクを特定し、予見可能な設計段階のそれぞれのリスクをどのように排除もしくは低減できるかを協議する。

この要件を充たすために、発注者はプロジェクトの様々な主要段階で、該当する関係者と DFS 検証会議を実施する。該当する関係者とは、プロジェクトの設計、建設および/またはメンテナンスに影響を与える職員であり、これには設計者（正規職員、スペシャリスト、臨時職員）、施工者（正規職員、スペシャリスト、臨時職員）もしくはメンテナンส์職員）、設計技師およびその他の関係者が含まれる。これらの関係者はプロジェクトの主要段階においてプロジェクトに従事していないことがあるが、DFS 検証会議が有益なものとなるよう、任命を受けていればその意見が求められることは留意すべきである。

特定された予見可能な設計段階のリスクが排除できない場合、発注者は設計段階のリスクが合理的に実施可能な範囲でできる限り低く抑えられ、DFS 検証会議で焦点があてられた残存リスクは記録されるようにしなければならない。

会議で焦点があてられ記録された設計段階の残存リスクは全て、当該作業領域に従事する施工者に通知され、施工者が作業に伴うリスクを認識しそれに対処する措置を講じられるようにしなければならない。

DFS 検証会議は、推奨される手引きのプロセス（第 7 条を参照）を活用して実施されるが、プロジェクトのリスクを特定するために発注者は他のハザード確認手法を選択することができる。

DFS 検証会議は通常、建設前段階の間に行われるが、発注者は建設段階においても次のような目的で、引き続き DFS 検証会議を実施することがある。

- 一新たに発生もしくは修正された設計を検証する（例えば、設計変更、仮設工事の設計、専門施工者による設計）
- DFS 検証会議で諮られた設計段階の残存リスクに関する情報伝達の一貫として、施工者に対して必要な状況報告や説明を行うため

DFS 検証会議は当初段階から発生する設計に伴うリスクを見極め、建造物や構造物のように安全に建設、メンテナンス、清掃、解体することができるか、また建造物や構造物のライフサイクルにおける各段階で安全衛生にかかる問題がないかどうかを検証する。

- 全ての DFS 検証会議およびプロジェクトの全ての設計段階の残存リスクに関する情報と記録を含む DFS 登録の準備を行う。

情報はプロジェクトのリスクに関する新たな情報が取得されたときに適宜、修正されなければならない。例えば、設計変更や建設手順の変更が提案された結果として、プロジェクトの特定分野におけるリスクが低減されたときに登録は修正されなければならない。

プロジェクトを通じて、複数の設計者および複数の施工者が存在しうることには留意すべきである。WSH (DFS) 規則の定めるところにより、設計者もしくは施工者はプロジェクトのリスクに関する情報を提供することが求められており、この情報は DFS 登録に記録されなければならない。特定されたリスクが低減されることを確実にするため、設計者と施工者がリスクについて知ることができるよう、DFS 登録に含まれる関連するリスク情報あるいは DFS 登録自体が当該設計者および施工者と共有されねばならない。これによって設計者と施工者は状況に応じてリスクを勘案し、低減することが可能となる。

DFS 登録は要請があれば、検査機関による検査時にすぐに提示できるようにしておく必要がある。実務的な理由により、建設前段階では、DFS 登録は発注者の施設内もしくは発注者を補助する役割を担った DFS 専門家の施設内いすれかに保管されていなければならない。建設段階においては、参照しやすいよう、DFS 登録の最新の写しがプロジェクトの作業現場に保管されていなければならない。代替方法として、適正文書管理対策が講じられていることを条件に、電子手段による情報共有や保管・ファイリングを行うことができる。

DFS 登録には次のような項目が含まれるが、これらに限定されない。

- 第 7 条に規定される推奨される手引きのプロセスに従って作成・策定されるリスクに関する設計審査記録およびリスク低減措置
- サービスプラン
- 既存の建造物や構造物に関するプラン

DFS 登録の情報は適宜、妥当性のある最新の状態に保たれなくてはならないことを認識することが重要である。妥当性を欠く古い情報は、不必要な情報の集積を防ぐために破棄されなければならない。

- 建造物や構造物における発注者の権利を取得する者に DFS 登録を引き継ぎ、DFS 登録の継続を徹底する。

これにはプロジェクトにおいて発注者の権利を取得した建造物の所有者、および区分所有建造物の場合には、ストラタタイトル管理会社（Management Corporation Strata Title (MCST)）が含まれる。

発注者は、権利を取得した者が DFS 登録の本来的意味と目的を認識していることを徹底しなければならない。DFS 登録が建設前段階や建設段階で引き渡された場合、プロジェクトの建設およびメンテナンス両方に関するリスクの情報は発注者の権利を取得した者に伝達されるものとする。DFS 登録が建設段階後に引き渡された場合、発注者は発注者の権利を取得した者が竣工後の建造物や構造物のメンテナンスにかかるリスクを認識していることを徹底しなければならない。

2.3 Dfs 専門家への発注者責務の委任

発注者は、建造物もしくは構造物の設計にかかる安全衛生リスクに関する安全設計専門課程（旧 Dfs コーディネータ課程）を受講し、審査に合格、もしくは同等の資格を取得していること

発注者は以下の事項に関してのみ、その責務を委任できる。

- Dfs 検証会議の開催
- Dfs 登録の維持

これらの責務が委任された場合、任命した Dfs 専門家が Dfs 規則に規定される責務を遂行する能力を備えていると発注者が確認している限り、発注者は受任者の履行実績についての責任を負わない。

発注者は Dfs 専門家が任務を遂行するための経験と研修実績という観点から職務遂行能力を備えていると判断するものとする。対象となる者は次のような資格を備えていないこと

- 建設業界での安全衛生問題における相応の実績と経験
- 専門家機関、業界団体、もしくは法定機関により実施される安全設計専門課程（旧 Dfs コーディネータ課程）を受講し、審査に合格、もしくは同等の資格を取得していること

候補者はまた次のいずれかを充たしていなければならない。

- 登録専門技術者（PE）もしくは資格認定証を持つ建築士であること
- 構造物の建設の設計（設計業務への従事、図面作成を含め設計における最小限 5 年の経験）および監督において 10 年以上の相応の経験を有していること
- 専門技術者委員会（Professional Engineers Board（PEB））もしくは建築士委員会（Board of Architects（BOA））に資格登録されており、シンガポール測量士および鑑定士協会（Singapore Institute of Surveyors and Valuers（SISV））ならびにシンガポール・プロジェクトマネジャー協会（SPM）の建設関連の資格登録があること

例：

発注者は関連施設のあるショッピングモールを設計する建築士と技師を雇った。Dfs 規則の定めるところにより、発注者は建造物の建設もしくはメンテナンス作業により影響を被る可能性のある人々に対する予見可能なリスクを排除するため Dfs 検証プロセスを実施することが求められている。故に発注者は Dfs 検証プロセスを実施する Dfs 専門家を任命し、建築士、技師および該当する関係者を検証会に参加するよう集めた。

検証会において協議された議題の 1 つが、光沢のある陶製のプロアタイルの設置についてであったが、厨房、冷蔵庫、洗面所エリアで洗浄を行っている最中や水がこぼれたときに、濡れて滑りやすくなることが考えられ、このエリアにタイルを設置することで、清掃者や調理スタッフが滑ったり転倒したりすることに繋がる恐れがあった。これを検討した結果、チームは滑りや転倒のリスクを低減するためにこ

発注者は、WSH（Dfs）規則に基づき、設計者や施工者等、現行の責務保持者を Dfs 専門家として任命することができる。一方、任命された Dfs 専門家は WSH（Dfs）規則に基づきその全ての責務を相当の注意を持って履行することができなければならない。

また発注者は、Dfs 専門家が責務を果たせるよう Dfs 専門家に對して必要な情報を提供しなければならぬ。

Dfs 専門家は、Dfs 検証会議を設定したり Dfs 登録を継続したりという責務を遂行する他、Dfs 検証会議で挙げられた全ての事項、および Dfs 登録についての最新の状況に関し、発注者に報告を行う義務がある。

Dfs 専門家は、特定された予見可能な設計段階のそれぞれのリスクにかかる関連情報、および設計段階のそれぞれのリスクをどのようにして排除できるかということが、各 Dfs 検証会議の後に行うことができる速やかに発注者に伝達されるよう、徹底する必要がある。

Dfs 専門家はまた、新たな情報や記録が加えられれば、発注者に最新の Dfs 登録を提示することが求められる。これは、発注者が確実にプロジェクトの設計段階のリスクを適正に監督し、設計段階のリスクがどのようにして低減されるべきか正しい判断を下すことができるようにするため重要である。

建造物および/または構造物の Dfs 登録を更新し最新に維持する責務は、両当事者が締結する役務契約に特に明記されていない限り、発注者に帰属する。

2.4 設計施工契約

設計・施工（D&B）契約の締結において、発注者は施工者の各作業員の経験や研修実績を検討し施工者の職務遂行能力を評価する必要がある。例として、発注者はチームの設計者がプロジェクトにかかるリスクを対処し、職場安全衛生法および補足規則に定められる責務を遂行する専門知識を備えているかどうかを判断しなければならない。これは具体的に、WSH（Dfs）規則第 10 条に規定される責務を遂行する施工者の職務遂行能力、および WSH（Dfs）規則第 9 条に規定される責務を遂行する設計者の職務遂行能力を指すものである。

3. 設計者

3.1 設計者とは誰を指すか？

2015年 WSH (DIS) 規則の定めに従い、「設計者」とは構造物に関連する設計プランを策定する者もしくは組織をいう。これには、PE (専門技術者)、技師、建築士、有資格者 (Qualified Person (QP))、また恒久構造物あるいは仮設構造物の設計プランを策定するのであれば施工者もしくは発注者も含まれる。

設計プランには、図面、ビルディングインフォメーションモデリング (BIM)、設計の詳細、仕様書、構造物に関する資料および数量明細書 (成形品もしくは材料の仕様書を含む)、また設計のために作成された見積もりが含まれる。

設計一覧表および設計へのインプット項目については付録 4 を、設計者と見做される者の一覧については付録 5 を参照のこと。

3.2 設計者はその責務を果たすために何をしなければならぬか？

設計者が下した判断は、とりわけ建造物や構造物の建設、メンテナンス、修復、清掃、改装、および最終的に解体・除去を行う作業員の安全衛生に関して重大な影響を持つ。よって、安全衛生が設計プロセスの初めの段階で検討されることが重要である。

設計者は以下の問いについて考えてみることで、作業員の安全衛生確保に役立つであろう。

- 高所作業から発生するリスクを限定するためにプレハブ工法を利用することはできるか？
- 早い時間の建設作業ができるよう常設の出入り口を配備できるか？
- 移動型クセス用機材に適応するスラブやハードスタンドを手配できるか？
- 施工者の注意を要する、敷地内や本設工事現場において潜在的に危険な特質はあるか？
- 恒久設備は、構造物にかかるメンテナンス作業を行う作業員が簡単に出入りできるように作りつけられているか？

設計者は、発注者および/または施工者のために仕事に取り組む重要な関係者であり、WSH (DIS) 規則に基づき以下のことを行う責任を負う。

- プロジェクトによって影響を被る者に対する予見可能な設計段階の安全衛生リスクを合理的に実施可能な範囲で排除した構造物の設計プランを策定する。

設計プランの策定に際して、設計者は理想的なソリューションとして、予見可能な設計段階のリスクを排除することから着手しなければならない。設計段階のリスクを予測できるよう、設計者は影響を被る人々、すなわち次のような者を考慮する必要がある。

- 構造物の建設作業に従事する者、もしくは建設作業から受ける影響に対して責任を負う者
- 構造物や構造物内や構造物上にある物のメンテナンスや清掃をする個人を含め、構造物を職場とする者
- 構造物の解体作業に従事する者、もしくは解体作業から受ける影響に対して責任を負う者

また設計者には以下ことが求められる。

- 建設およびメンテナンス作業員が晒される設計段階の重大なリスクについて理解、認識し、

- 設計から生じる安全衛生の問題に対処する適切なスキル、知識、経験を有する。

設計段階のリスクを排除するために、設計者はプロジェクトの発注者および/または施工者から提供された全ての情報を考慮に入れる。これには通常、次のようなことが含まれる。

- 敷地計画とプロジェクト用地の写真
- 関連図面やプラン (例えば、構造物の設計図、竣工プラン、等)
- ユーティリティとユーティリティ供給業務プラン
- 土壌調査報告書
- 現行の Dfs 登録 (もしある場合)
- プロジェクトに伴うリスクに関する情報 (もしある場合)

設計者は、合理的に安全な方法で建設、メンテナンス、使用、解体ができない設計を創出してはならない。

例：
ある設計者が建造物に、定期的なメンテナンスが必要な 10 メートルの高さの緑のカーテンのファサードを設計した。メンテナンス中の高所からの転落のリスクを排除するため、設計者は緑の壁パネルが回転式である緑のカーテンと建造物の通路を設計し、緑のカーテンのメンテナンスが通路から行えるようにした。

設計にかかると一般的なハザードの一覧表については付録 6 を参照のこと。一覧表は設計者の参考としての位置付けであり、潜在的なハザードは一覧表に挙げられるものだけに限定されるわけではない。

- 設計者を任命した者に、設計段階のリスクを合理的に実施可能な範囲でできる限り低く抑えることができる設計プランへの修正を提案する。

設計の意思決定内容から影響を受ける者の安全衛生に対する予見可能なリスクが設計の本質や機能性のために排除できない場合、次に望ましい手段は設計から生じるリスクを管理し残存するそれらのハザードに伴うリスクを低減する。これは次のようにして遂げることができる。

- 初期から設計段階のリスクを低減し、

- 個々の保護手段ではなく共同保護手段を用いる。

設計者は建設作業中および竣工後の建造物のその後のメンテナンス作業中に発生するリスクを回避、遮断、低減する一翼を担うものである。

設計はワンストップの業務ではなく、建造物の建設作業中やメンテナンス段階で問題が発生した場合に、それに周到に取り組むための修正が求められる業務である。これには、途中において他の関係者と協議を行った結果として、および更なる情報が明らかになった場合における、修正の実施が含まれる。

設計者が設計を策定するにあたっては、設計者は安全衛生リスクを回避するための賢明な行動が求められ、現状の業界知識と採用されている慣行、完成後のプロジェクトのメンテナンス、清掃、アクセスの必要性を考慮に入れる必要がある。作業に従事する人々とこれらについて協議することは重要である。何故なら、彼らは設計者が設計において考慮する必要がある作業方法を知っており、具体的なニーズあるいは提案を持っているからである。いくつかの例として、内部建造物のメンテナンスを行うための高所作業車 (Mobile Elevated Work Platform (MEWP)) の使用、建造物のファサードのメンテナンスのためのつり足場や産業用ロープアクセスシステムの使用が挙げられる。

建設作業中における設計の修正は追加的作業であり、このような対応は費用効率が良くないかもしれない。しかるに、設計者には設計段階の最初から、設計のやり直しがないうような意思決定が下される以前に、影響を被る人々を考慮しリスクを排除することが望まれる。

例：
多層駐車場の配電盤が道路脇の駐車場の壁に設置されていた。このような位置にあることで、メンテナンス作業の間、作業員は交通量が多い道路に身を置かなければならなかった。車両に轢かれるリスクを低減するため、配電盤はもっと駐車場寄りの場所に再配置され、配電盤のメンテナンス中に人が車両に轢かれるリスクは排除された。

- 設計者として任命された者に、設計、建設や建造物のメンテナンスに関連する全ての情報を提供する。
設計の修正を通じてリスクを低減することに加え、設計者は、発注者、施工者、および/または権限を委任した先の設計者等、主要な関係者が更にリスクを低減できるような残存リスクに関する情報を提供することとする。このような情報は重要であり、以下の者に対して留意を促すべきである。
- 発注者プロジェクトを通じて十分な時間とリソースを配分できるような情報を提供。
- 発注者および/または施工者一建設作業や将来的に建造物および/または建造物の利用に関わる人々に対する予見可能なリスクを回避するため、十分な情報を得た上での設計の意思決定を初期段階で行えるような情報を提供。これには当該設計に特有の施工法やメンテナンスに関する注意書きが含まれることがある。

設計者は今後の建設作業やメンテナンスの最中に重大なリスクを生み出す可能性のある設計の側面についての情報を提供する必要がある。必要な情報に関する疑義がある場合、建造物や建造物を利用する人はそこで仕事に従事する人々に問いかけることに加え、設計者は自らに次のことを問うてみるべきである。

- 「もし自分がこの設備や屋根のメンテナンスを行う事業者であったら、自分の安全衛生に影響を及ぼすことなくアクセスするためには何が必要だろうか？設備や屋根はメンテナンスが安全に実施されるよう切り離すことは可能か？」
- 「もし自分が、メンテナンス作業を請け負う施工者を雇おうとするとファイナリティ管理者があつたら、検討不足であるアクセスのために割増金を支払うことになるのか？」

設計者が膨大な量の不必要なペーパーワークを生み出すことは期待されていない。しかし、設計者は設計や設計への修正についての重要な意思決定がどうして下されたのかということに関して記録を維持しなければならぬ。情報は明確で簡潔に述べられていなければならず、次のような形式で示される。

- 図面に関する注意書き
これらの注意書きは作業に従事する者に速やかに提示され、それゆえに直接的で簡潔でなければならぬ。また注釈が付けられ最新の内容に更新されていないなければならない (付録 7 の事例を参照のこと)。更なる詳細が必要な場合は他の文書を参照できよう。
- DFS 登録と共に提示される注意書き
これらの注意書きにはプロジェクトに特化し、建造物の建設もしくはメンテナンスを行う者に役立つ情報のみが含まれていなければならない (付録 8 を参照のこと)、それが意図するのは、メンテナンス戦略が、建造物の権利を取得する当事者に最終的に引き渡される DFS 登録の一部となることである。
- 発注者、施工者、および/またはそれらに任命された DFS 専門家の要請に応じ DFS 検証会議に積極的に出席、参加する。

WSH (DFS) 規則の定めるところにより、発注者もしくは発注者が任命する DFS 専門家は DFS 検証プロセスが実施される責任を負う。発注者が設計者を任命する場合、設計者および建造物で働いたりメンテナンスを行ったりする人々の安全衛生に設計がどのように影響するかを見直すことができるよう、発注者は設計者に、建設前段階あるいは建設段階の間中いつでも、DFS 検証プロセスに参加するよう依頼することができる。

本設工事や仮設工事の設計者が施工者によって任命された場合には、設計者の意見は重要であるため、設計者は DFS 検証プロセスにも参加することが求められる。

建築構造の安全な設計は常に、実用性、美観、コストおよび機能性といったより幅広い設計目的の一部である。これらの目的は、しばしば対立するが、建造物でそのライフサイクルを通じて働いたり利用したりする者の安全衛生について妥協することがないよう均衡が保たれる必要がある。それゆえに DFS 検証会議は、責務と関係者が一体化して、設計段階のリスクや問題を協議し解決するプラットフォームなのである。

4. 施工者

・ 代理設計者の任命

WSH (DfS) 規則は、任命された設計者が、当該構造物のために代理設計者といわれる他の設計者を任命できる規定を設けており、これは以下の条件を満たす場合に実施することができる。

- 任命された設計者が、WSH (DfS) 規則および職場安全衛生法の第 65 条に規定される補足規則に定められる設計者の責務を履行する職務能力を、委任した先の設計者が有していると合理的に考える場合。
- 代理設計者が WSH (DfS) 規則および職場安全衛生法の第 65 条に規定される補足規則に定められる設計者の責務を履行することができるよう、代理設計者に関連する全ての情報が提供されること。

また設計者は代理設計者の知識や経験に欠けるものがないかどうか検討しなければならぬ。もしある場合、設計者は代理設計者がそのような不足を埋めることができるよう支援する他の専門家を探し出さなければならない。もしも設計者が作業の一部を他の設計者（例えば専門家）に委ねる場合、その者たちが対象となる仕事を履行する能力があることを確認するため、設計者はその者たちのスキル、知識および経験について調査を行わなければならない。

一方、構造物の設計プランを策定するために設計者が代理設計者を委任する状況において、設計者は以下の 2 つの側面における設計段階のリスクの観点からの設計プランに引き続き責任を負うことに留意することが重要である。

- 予見可能なあらゆる設計段階のリスクが合理的に実施可能な範囲で排除されること。
- もしこのようなリスクを排除できない場合、設計者を任命した者に、設計段階のリスクを合理的に実施可能な範囲でできる限り低く抑えることができる設計プランへの修正を提案する。

また代理設計者は作業を実施するために適正なスキル、知識、研修実績および経験を自身に有することに確信を持っていないなければならない。これは類似したプロジェクトに関する過去の作業実績や以前の顧客からのリファレンスを提示することで証明することができる。

4.1 施工者とは誰を指すか？

施工者とは建設作業を実施する目的で契約を締結する者もしくは会社である。WSH (DfS) 規則において、「施工者」という用語は、主施工者と請負施工者両方を指す。このことから、施工者の責務は主施工者と請負施工者両方に適用される。

4.2 施工者はその責務を果たすために何をしなければならぬか？

構造物の施工者は、WSH (DfS) 規則の定めるところにより以下を実施することが求められる。

- ・ プロジェクトによって影響を受ける者に対して構造物が引き起こす、もしくは引き起こすであろう予見可能な設計段階のリスクについて、施工者を任命した者に情報を提供し、プロジェクトから影響を受ける可能性のある全ての者の安全衛生にかかるリスクを排除してプロジェクトが推進されるよう徹底する。
- ・ 施工者を任命する者とは、発注者、主施工者や施工者を任命するその他全ての関係者を指し、発注者や請負施工者は、予見可能な設計段階のリスクに関するいかなる情報も、合理的に可能な限り速やかに主施工者に提供することが求められることになる。
- ・ 設計者もしくは請負施工者を雇う場合、施工者は、設計者もしくは請負施工者が職務遂行能力を有し、WSH (DfS) 規則および職場安全衛生法の規則に定められる責務を果たすことができるかどうかを確認する必要がある。

作業に従事する者の職務遂行能力とはその者が有する、規則で規定される自らの責務を果たすことができるような経験および研修実績と定義される。施工者は、従事者の職務遂行能力を判定するにあたって、従事者が必要な範囲での相応の研修実績および経験を有し、単に契約要件を充たしているのではなく、職場安全衛生法および補足規則に規定される責務を履行できることを確認しなければならない。請負企業が業務を遂行できるかどうかを判定するために、施工者は同請負企業が業務に求められる職務遂行能力の要件を十分に満たす相応の業務実績、ならびに経験を積んだ職員を有していることを確認しなければならない。

例：

施工者は、WSH (建設) 規則の定めるところにより、トランスファースラブを設置する 3 メートルの深さの型枠構造物を設計するために PE (専門技術者) を雇うことが求められている。設計者は地盤の放出をコントロールするため型枠工事を 3 つの段階に分けなければならない。規則に従い、施工者は職務遂行能力のある仮設工事設計者を従事させる必要がある。確実に職務遂行能力のある PE を雇うために、施工者は PE が類似のトランスファースラブ用型枠構造物の設計にかかる相応の研修実績および経験を有していることを確認しなければならない。

5. 登記上の所有権者および区分所有管理会社

- 施工者によって任命された設計者に、関連情報を提供する。これには次のような情報提供が含まれる。

- 敷地計画とプロジェクト用地の写真
- 関連図面やプラン（例えば、建造物の設計図、竣工プラン、等）
- ユーティリティとユーティリティ供給業務プラン
- 土壌調査報告書
- 現行の DFS 登録（もしある場合）
- 設計者がその仕事を行うため、および WSH（Dfs）規則に定められる責務を果たすために必要とするその他情報

- 発注者や DFS 専門家の要請に応じて DFS 検証プロセスに参加する。

施工者はプロジェクトの期間中はいつでも DFS 検証プロセスに召集されることがある。施工者が建設前段階に発注者によって任命された場合、発注者は建設段階が開始していないにもかかわらず、施工者が設計検証プロセスに出席することを要請することができる。これにより設計前段階でプロジェクト作業のプロセスや施工法についてより良い計画を練ることができるのである。

5.1 登記上の所有権者および区分所有管理会社とは誰を指すか？

登記上の所有者とは建造物の所有者を指す。

区分所有管理会社とは、建造物の共有エリアのメンテナンスと維持を行うために所有者に雇われたストラタタイトル管理会社（MCST）を指す。これはストラタタイトルプランに含まれている限定的な共有財産に関して、共有建物の維持管理およびストラタ管理法で、土地権利（区分所有）法に定められる限定的な共有財産のために設立された区分所有管理会社と定義される。

管理会社（Managing Agent (MA)）は職場の賃貸人として見做される。

5.2 登記上の所有権者および区分所有管理会社はその責務を果たすために何をしなければならないか？

建造物の竣工後に、請け負ったプロジェクトの建造物における権利を発注者が処分しようとする場合、発注者は発注者の建造物における権利を取得する次の者に DFS 登録を引き継ぐことが求められる。

登記上の所有権者は、WSH（Dfs）規則の定めるところにより以下を実施しなければならぬ。

- 区分所有建造物ではない建造物の DFS 登録を保管する。Dfs 登録の残存リスクに関する情報を、清掃やメンテナンス作業を行う人々等、影響を受ける者と共有することが求められる。
- 区分所有建造物ではない建造物の DFS 登録を、検査機関から要請があった時にすぐに提示できるように徹底する。
- 登記上の所有権者が建造物におけるその権利を処分しようとする場合には以下を確認する。
 - 登記上の所有権者が建造物におけるその権利を処分するとき、建造物の権利を次に取得する者に DFS 登録が渡されること。Dfs 登録は建造物の設計構築段階から解体までの全寿命を通じて建造物に付随すべき、最新の状況を映した文書である。従って、この文書は登記上のある所有権者から次の所有権者に引き継がれ、後の参考とされるときに更新されてゆくものである。
 - 次に建造物の権利を取得した者が DFS 登録の本来の意味と目的を認識していること。登記上の所有権者は次に権利を取得する者が建造物に伴うメンテナンスとその他残存リスクについて十分に認識するよう徹底しなければならない。

区分所有建造物に関しては、DFS 登録は建造物の区分所有管理会社に保管されていなければならない。WSH（Dfs）規則の定めるところにより、要請があれば DFS 登録を検査機関による検査時にすぐに提示できるようにしておくことは区分所有管理会社の責務である。

6. 手引きのプロセス

6.1 はじめに

設計が安全であることを確実にするため、DFS 検証プロセスがプロジェクトフローに導入される。DFS 検証プロセスには、発注者、設計者（技師や建築士）、また任命されている場合には施工者等、主要な関係者が含まれる。

DFS 検証プロセスには発注者もしくは発注者が任命した DFS 専門家によって開催され、それらの者は全ての議事進行を務めなければならない。また、設計に関するリスクが注目、検証、記録される体系的なプロセスが存在しなければならない。DFS 検証プロセスから得られる成果物は、合理的に実施可能な範囲で、次のような者の安全衛生に対する予見可能なリスクを排除するものである。

- 建設作業に従事する者、もしくは建設作業から受ける影響に対して責任を負う者
- 竣工後の建造物のメンテナンスや清掃に従事する者
- 職場として設計された竣工後の建造物を利用する者

DFS 検証プロセス後に、以下が準備される。

- DFS 検証プロセスの参加者全員による最も安全と考えられる設計についての承認
- 残存リスクと不可欠な安全衛生情報の記録

関係者が設計を検証する際に役立つよう、手引きと呼ばれるプロセスが推奨される。

注)

手引きは推奨されるプロセスであるが、関係者は、自身のそれぞれのプロジェクトに適すると考える他の手順を自由に採用、適用、利用することができる。

手引きは、DFS の検証が体系的に行えるようにするものである（表 2 を参照のこと）。

ステップ 1	G:	主要な関係者で構成される検証チームを結成する。
ステップ 2	U:	図面や見積もりに目を通し全体の設計コンセプトを理解、もしくは設計に関して設計者に詳しい説明を求める。
ステップ 3	I:	設計もしくは施工法の結果として発生するリスクを特定する。設計を変更することによってリスクが排除できるかどうかを判断するため、リスクは記録され分析されなければならない。
ステップ 4	D:	リスクを排除もしくは低減するよう、特定されたリスクに対応する設計を行う。
ステップ 5	E:	安全衛生や低減されるべき残存リスクに影響を及ぼし得る不可欠な設計変更に関する情報を含む全ての情報を DFS 登録に入力する。

表 2: 手引きのプロセス

登記上の所有者がおよび区分所有管理会社は、残存リスクに関する情報が構造物を（清掃やメンテナンス作業の）職場としてもしくは解体作業中に利用する人々が、いつでも参照することができるよう、DFS 登録を保管することが求められる。

区分所有建造物は関係当局が承認した専有部分区分所有プランに含まれる一棟あるいは複数の建造物を指す。

例:

コンドミニアムの開発プロジェクトが完成した際に、発注者は資産を買い入れた新たな所有者に資産を受け渡す。規則の定めるところにより、発注者は DFS 登録を新たな所有者に引き継がなければならない。一方、コンドミニアム区分所有建造物であるため、DFS 登録はコンドミニアムのストラタタイトル管理会社 (MCST) で保管されることが求められる。

登記上の所有者もしくは MCST がその資産を管理する管理会社 (MA) を持っている場合、登記上の所有者もしくは MCST は MA が DFS 登録を利用でき、残存リスクについて説明を受けていることを確実にする責務がある。MA が何かしらの作業に従事させるために施工者を雇っている場合、施工者が請け負う作業領域に関わる残存リスクがあれば MA はそれを施工者に説明しなければならない。

例:

ある登記上の所有者がショッピングセンターを保有しており、資産を管理する MA を雇っている。このような場合、登記上の所有者は DFS 登録を保管し MA に残存リスクを説明することが求められる。そして MA はショッピングセンターのファサードにある縁のカーテンに関するメンテナンスと剪定作業を行う造園施工者を雇っている。MA は、造園施工者がショッピングセンターのファサードでの造園作業の実施に関わるあらゆる残存リスクについて説明を受けていることを確実にしなければならぬ。

ステップ3と4は検証チームが、全てのリスクを完全に排除するためにそれ以上設計の変更を行う必要がないと納得するまで繰り返して実施されなければならない。

プロセスは、プロジェクトに潜む予見可能なリスクを特定するため、規律的なアプローチに従い、それを適宜参考にして、他の関係者と共に発注者もしくは任命されたDfS専門家によって実施されなければならない。手引きが必要とされる段階を踏み、残存リスクは記録およびプロジェクトチームによって承認されなければならない。

6.2 手引きのプロセスの導入段階

手引きのプロセスは3段階で実施されることが推奨される。一般的な契約に関する手引きのプロセスについては図1を、設計・施工契約に関する手引きのプロセスについては図2を参照のこと。

1) 手引き-1：概念設計の検証

概念設計の検証では、プロジェクトの全般的な立地条件、交通量、周辺の建造物のタイプ、その他全般的な制約を勘案しなければならない。

手引き-1では、リスク、および設計から生じるリスクやハザード（例えば、使用される材料、構造上のコンセプト）に対する低減措置を、記録する。

2) 手引き-2：設計の詳細、メンテナンスおよび修復に関する検証

設計の詳細、メンテナンスおよび修復に関する検証では、建造物の建築上および構造上の設計の詳細を調査しなければならない。検証においては、施工法、出入り口に関わるリスク、および設計が閉鎖空間やその他ハザードを生み出すことがないかどうかを見極める。清掃方法等、建造物のメンテナンスと修復に関連するリスクについても検討されなければならない。

手引き-2では以下のようなリスクと対応措置を記録する。

- ・ リスクとハザードの低減に関して施工者から提供された情報
- ・ メンテナンス段階に持ち越された残存リスク
- ・ 建造物、構造物もしくは機材のメンテナンス方法

施工者がプロジェクトの設計を担当する設計・施工契約に関して、手引き-2は施工者からの報告を受けて実施される。施工者は、建造物や構造物の建設の際に直面すると思われる制約に焦点をあてることができるが、これは手引きのプロセスにおいて更に役立つことになる。

3) 手引き-3：建設前段階における検証

建設前段階における設計の検証では、概念設計および詳細設計の段階では対象とされない、仮設工事の設計および専門施工者による設計を調査する必要がある。

手引き-3では以下のようなリスクと低減措置について記録する。

- ・ 固縛、掘削り、深い掘削
- ・ 閉鎖空間

手引き一1、2および3は設計準備プロセスの各段階で状況に応じて適用される。

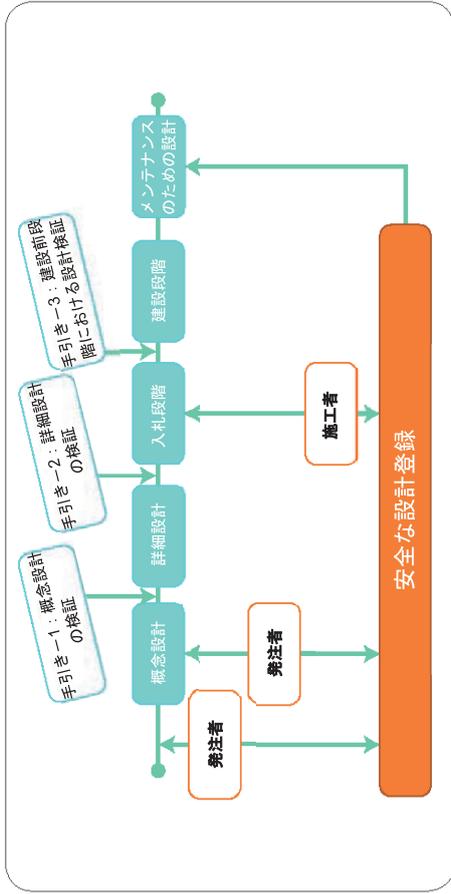


図1：一般的な契約に関する手引きのプロセス

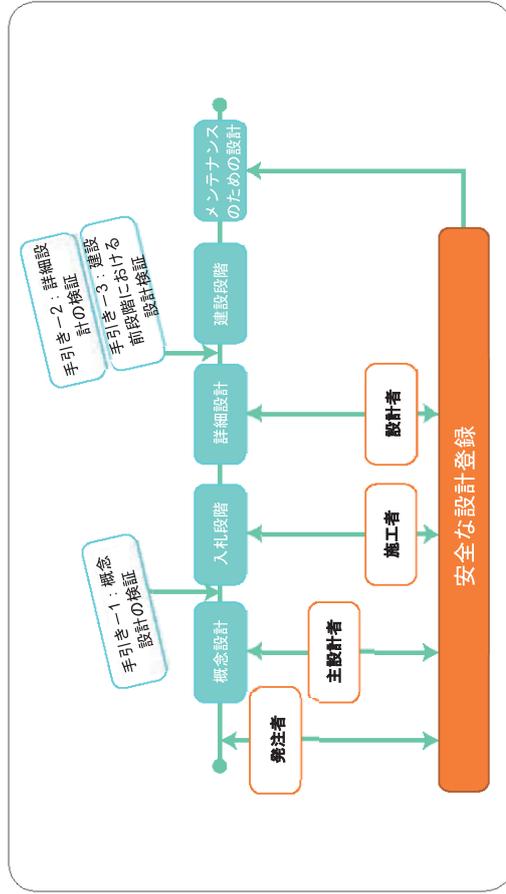


図2：設計・施工契約に関する手引きのプロセス

6.3 手引きが重点的に焦点をあてる分野

手引きを利用するにあたっては、以下を（しかしこれに限定しない）重要対象項目とする。

- 全般的な設計コンセプト
- アクセスのしやすさ
- 閉鎖空間
- 緊急事態
- 照明
- 掘削
- 落下防止
- 作業の足場
- 昇降・重量
- レイアウト
- メンテナンス
- 資材の運搬、保管
- 方法、手段
- 作業
- 物理的ハザード
- 施工順序
- 建築要素の標準化
- 天候

手引き一1、手引き一2および手引き一3において協議されるサンプルテーマは以下に示す通りである。手引きのプロセスで焦点が当てられたリスクは選り分けられ、DFS登録に記述されなければならない。

また、残存リスクが対処されるよう施工者に留意を促さなければならない。プロジェクトチームは手引き一1、手引き一2および手引き一3で挙げられているのは参考項目であり、リストに挙げられていないものプロジェクト自体に特有のテーマがあることを認識しておくべきである。従ってプロジェクトチームは設計がもたらす結果として存在する他の安全衛生リスクを考慮しなければならない。

6.4 手引き一1 サンプル：概念設計の検証

手引き一1の目的は概念設計を検証し、建造物や構造物の利用、建設、メンテナンス（清掃、修復等）、改造、増築、廃止および解体に伴う重大なリスクを特定することである。

プロジェクト開始のごく初期の段階でリスクを特定し理解することにより、これらのリスクを排除するかまたは制御するかのいずれかにより確実にリスクを管理するリスクコントロール体制を整えることができる。

手引き一1には通常、以下が挙げられる。

用地にかかる実行可能性調査

- 既存の周辺環境によりもたらされる、用地や開発に関するリスク
- 環境要因によりもたらされる用地もしくは開発に関するリスク
- 用地や開発が周辺、通行人にもたらす影響
- 現行の立地条件
- 概念的もしくは基本構想の用地計画一制約および機会
- 建設作業や用地管理の実行可能性
- 隣接する構造物
- 地盤や土壌の条件

手引き一1で特定されたリスクは、更なる詳細が明らかになるプロジェクトのもっと後の段階になって取り組みが行われることもある。しかしながら、この段階でリスクに焦点をあてるとは、設計者がプロジェクトに関する実行可能性やハザードについて理解するのに役立つ。設計者は十分に説明を受けていても職場安全衛生に関する知識は備わっていないかもしれないのである。このようことから、手引き一1は設計者だけでなく主な関係者全員で実施されるべきである。異なる関係者が寄与することにより、あらゆる段階および水準の安全について検証と協議が行えるようになる。

手引き一1の最大の関心事は以下に関する安全問題にある。

- 開発計画のジエネリック型（本来的意味）
- プロジェクト用地（すなわち適正な敷地の選定を行うための候補地の分析）。用地の分析には、土壌評価、住民、交通、既存のサービスおよび主要な機械の配置場所等、いくつかの主な検討項目が含まれる。手引き一1では伴うリスクを検証し、プロジェクト用地に起因するリスクやハザードに焦点をあてる。

以下のような問題を利用することが、手引き一1の設計検証チームの役に立つであろう。問題は重要な問題に焦点をあてているが、これらは全てを網羅するものではなくチームの参考として位置付けられるものである。従って、チームはハザードおよび主な関係者の懸念を挙げ、焦点をあてるためブレインストーミング・セッションを実施すべきである。

検討事項		特定されたハザードの詳細
土壌	計画されたプロジェクト用地の土壌の特性は有資格者（QP）によって調査が行われたか？ 計画されたプロジェクトの近隣に基盤が浅い可能性のある建造物や構造物があるか？ 地下水は建設計画を実施すると低くなるか？ 建設計画に起因する地盤沈下が発生する可能性はないか？ 地盤沈下が最小限となるようにするための予防措置はあるか？	
住民	プロジェクトが開始することによる住民への影響はないか？ プロジェクトが開始することによる交通への影響はないか？	
サービス	用地にはプロジェクトのために撤去あるいは移転することが必要な地下施設はないか？ あった場合にそれらの施設の撤去あるいは移転すること、雇用者や住民に対するハザードとなるか？	

その他	建設期間中に特別な手配が必要な特殊な要素はないか？ 施工法もしくは施工順序を今現在、明確にすることができるか？ それらのハザードは今現在対処することができる、施工法もしくは施工順序に伴うものか？ ファサード、屋上や壁面の緑化等メンテナンス期間中に特別な手配を必要とする特殊な要素はないか？ 特定、排除ができる予見可能なハザードはないか？
-----	--

これらの問いへの答えからハザードが特定された後、重大なハザードは次に設計リスク記録フォームに記載されなければならない。設計検証チームはハザードに取り組み関係者に関して合意する。ハザードは対処が実施され単にファイルされているだけではないことを確認する。フォローアップ・レビューが実施されなくてはならない。検証チームによるその他の検討項目もしくはリスクを低減するために採られる行動は、全ての関連情報が記録されることを徹底するために、設計リスク記録フォーム内に記載されなければならない。

概念設計段階で手引き一1を適用した結果、プロジェクトの再設計あるいは移転が必要であると示されない限り、手引き一1に従って特定されたリスクは通常、手引き一2の設計段階期間中に対処が行われる。このように手引き一1は通常一度限り実施される。

手引き一1で焦点があてられた設計にかかると問題は、設計者が詳細設計を行うときに設計者によって対処される。従って、手引き一2は、リスクを特定すると共に手引き一1で挙げられたリスクが排除もしくは低減されていることを確認するために実施するものである。

6.5 手引き一2 サンプル：詳細設計の検証

手引き一2は設計者が建造物や構造物の設計をその進捗に伴い漸次検討できるような役割を担う。建造物や構造物の設計は設計コンサルタントがクライアントのために行うこともあるが、設計・施工契約に基づき施工者によって設計がなされることもある。建造物や構造物は部分的に、施工者が任命した専門施工者あるいはその他の設計者によって設計されることがある。

手引き一2には通常、以下が挙げられる。

基本構想もしくは開発規制（DC）の*計画設計

- 既存の周辺環境によりもたらされる、用地や開発に関するリスク
- 環境要因によりもたらされる用地もしくは開発に関するリスク
- 用地や開発が周辺、通行人にもたらす影響
- 現行の立地条件

- 概念的もしくは基本構想の用地計画一制約および機会
- 建設作業や用地管理の実行可能性
- 本設工事の設計レイアウト、形状、関係性および空間利用や機能

仕様設計や建築計画 (Building Plan (BP)) 設計

- 隣接する構造物
- 地盤や土壌の条件
- 本設工事の設計
 - 用地の整備
 - i. 盛土
 - 地下施設
 - 基礎工事
 - i. 基礎および基礎
 - ii. 掘削
 - iii. 下部構造
 - 建造物の上部構造および外部構造
 - 建造物エンベロープ
 - 内製・外製の組み立て部品、(機械・電気 (M&E)) に関する、および建築上の) システムおよび設備
 - i. 機械・電気 (M&E) 設備や主要機材
 - ii. 建築上のシステムや組み立て部品
 - iii. 機械・電気 (M&E) システム
- 全般的な設計機能

仕様設計、BP (建築) 設計および/または建設、契約

- 本設工事の設計
 - 材料、装備、細部
 - i. 建築上の装備
 - ii. 機械・電気 (M&E) 装備
 - iii. 材料
 - iv. 備品、付属品および機材

注)

開発管理 (Development Control (DC)) は、都市開発庁 (Urban Redevelopment Authority (URA))、陸上交通庁 (Land Transport Authority (LTA))、国立公園庁 (National Parks Board (NParks))、中央建築計画ユニット (Central Building Plan Unit (CBPU)) (国家環境庁 (National Environment Agency (NEA)) および公益事業庁 (Public Utilities Board (PUB))) 等の監督官庁に提出される計画申請の一種である。DC では一般的に基本設計を用いて提出用の図面を作成する。

手引き-2では設計の進展から浮かび上がってくるハザードを特定しそれに対処する一方、手引き-1で挙げられた問題についても可能であれば検討し解決しなければならない。

手引き-2は設計者だけで単独に行われるのではなく、主な関係者全員で実施されるべきである。関連情報が DFS リスク登録に提出され記録されるよう適切な文書化が行われることが重要である。

以下のような問題を利用することが、手引き-2の設計検証チームの役に立つであろう。問いは重要な問題に焦点をあてているが、これらは全てを網羅するものではなくチームの参考として位置付けられるものである。従って、チームはハザードおよび主な関係者の懸念を特定するためにブレインストーミング・セッションを実施すべきである。

検討事項	特定されたハザードの詳細
プレハブ工法 <ul style="list-style-type: none"> • 鉄骨構造物等の部材は、プレハブ式に加工し、地上で組み立てを行い設置する場所に持ち上げることは可能か？ • 鋼部材の切断は、発生する粉塵が削減されるよう管理された状態のもとで現場から離れて行うことは可能か？ • 現場での溶接は火災や燃焼リスクを低減するため最小限にすることは可能か？ • プレハブ加工で取り付けたナットとボルトを接合部品として利用できるか？ • 設計された吊り上げポイントでプレハブ加工部材に示し、その重さと重心を図面とプレハブ加工部材に印すことは可能か？ • もしプレハブ加工構造物を最終設置までの一定期間、一時的に吊り下げられなければならない場合、このことから生じるハザードを確実に取り除く手段はあるか？ • 地面と垂直の鉄骨構造物の部材のジョイントはボルトの取り付けが地上で行えるように設計することが可能か？ • 部材の接合箇所は組み立てを間違えるリスクを最小限にするよう設計することが可能か(例えば、接合箇所毎に特有のボルトをレイアウトする)？ • 図面に関して明確な指示を提供できるか？ • 設計者は施工法としてプレハブ加工を決定する前に吊り上げクレーンを安全に設置することができようような用地の条件を検証することが可能か？ 	

<p>重量物の吊り上げ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 重量物の吊り上げに必要な作業工程と機材について検証する。これらの機材を留めおく場所を最終決定し非常線を張ることは可能か？ 吊り上げ機材は地盤沈下や支えの崩れを最小限にできるような特別仕様の土台を必要とするか？ 最悪のシナリオを想定する。このシナリオは傷害を最小限にするよう予防、制御がなされているか？ 	
<p>高所からの転落</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高所作業の必要性を排除できるか？例えば、安全なアクセス手段を提供できない場合は高所作業の必要性を排除する。 脆い屋根材を取り除くことができるか、もしくは屋根への代替のアクセスルート（例えば作業の足場）を設計することができるか？ 常設のアクセス手段（例えば階段）を早めに設置することで梯子や足場の利用を削減できるか？ エッジ保護やその他要素は安全なアクセスや建設が可能となるよう設計、設置されているか？ 作業の足場を設置できない場合に救命索や安全ハーネスを配備するためのアンカーポイントを増やすことができるか？ 床面開口部がある場合、最小限にできるか？ 臨時手段の代わりにそれよりも安全なアクセス手段を利用することは可能か？ 建設段階で利用できるような常設の階段や昇降機を先駆けて完成させることは可能か？ 設計は建設期間中の作業工程に影響を及ぼすものか？ 建設中に必要な仮設工事を早い段階で計画することは可能か？例えば、設計段階において空間的考慮を計算に入れるようにするために必要な仮設工事のタイプや位置を特定する。 施工者に留意を促す必要のある建設にかかると特別な検討事項はないか？ 	
<p>仮設工事と順序</p>		

<p>レイアウト</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施工順序が、追加的支柱を必要とするような何か不安定な仮設の作業足場を生み出すことはないか？ 恒久構造物や仮設構造物の過負荷や倒壊が予防できるような設計に適切な安全要素を組み込むことは可能か？ 	
<p>閉鎖空間</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建設段階における敷地内や敷地周辺の車の流れ、歩行者、機材等に起因して発生する事故を防げるようレイアウトを最適化することができるか？ 恒久構造物となつてからの敷地内や敷地周辺の車の流れ、歩行者、機材を考慮する。 レイアウトは事故を防ぐために最適化することが可能か？ 特定の部材、機材、車両および人の流れのダイアグラムを示す必要があるか？ 	
<p>メンテナンスのためのアクセス (付録8：メンテナンス戦略レポートを参照のこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 設計によって恒久的もしくは一時的段階における閉鎖空間が生み出されていないか？ 閉鎖空間を設計から取り除くことができるか？ 必要不可欠な機材や制御装置を閉鎖空間から取り除くことによって閉鎖空間に立ち入る必要性を最小化することは可能か？ 安全およびメンテナンス作業員やメンテナンス作業を実施するのに必要な道具および機材の効率的な動線を考慮してアクセス手段が提供されているか？ 定期的なメンテナンスが必要なエリアに対して、常設の安全なアクセス手段を作業員に提供することによって、臨時のアクセス手段（例えば、足場、当座のきのの梯子、等）を排除することができるか？ 設計において、高所で実施することが必要なメンテナンス作業のために、常設の安全ロープ、アンカーポイントや昇降ポイントが構造物に採り入れられているか？ 	

緊急避難ルール	<ul style="list-style-type: none"> メンテナンスの頻度が低く済む耐久性の高い材料（例えば、定期的な塗り直しが必要な軟鋼素材に対して、粉末塗装されたアルミ素材）が使用されているか？ メンテナンス作業を地上階で安全かつ生産的に実施することは可能か？例えば、空調機を地上階に設置すること、照明器具を高く高さに設置することである。 設計は、メンテナンス作業を実施する作業員の安全性と効率を低下させ、低い頭上空間を生み出していないか？ 設計はメンテナンス作業員がダクトや床下空間に入る必要性を最小限にしているか？ 設計は、定期点検やメンテナンスにおいて、隔壁、被覆物、枠、等の解体の必要性を最小限にしているか？ 設計は建造物のメンテナンスもしくは作業中に、車両（例えば、クレーン車、移動式クレーン車）が安全かつ効率的に作業できるような十分なスペースを設けているか？ 設計は機械・電気（M&E）室内およびM&E機材の周辺に、機材の点検、メンテナンス、修理、交換のための十分な作業空間を設けているか？ 設計は、いくつかの階層に亘って壁面緑化システムが施されている場合、各階にメンテナンス用アクセスを設けているか？ 仮設工事、本設工事の段階での緊急避難ルールは最短で最も直進的であるか？ 多数の人たちの避難に備え、緊急避難ルートに沿って、照明、方向標示、警告、非常電源が、適切に配備されているか？
---------	---

健康被害	<ul style="list-style-type: none"> 有害性の低い材料を利用できるか（例えば、非溶剤もしくは難熔解性の接着剤や水性塗料）？ 重大な火災リスクを生む可能性がある材料を取り除くことができるか？ 有毒な噴煙、気化物質、粉塵、騒音、振動を発生させる工程を回避することはできるか？このような工程には、含有されるアスベストの拡散、煉瓦造りやコンクリートに埋め込まれたチェースの切断、地面への杭打ち工事、コンクリート削り、手作業での地下道の掘削、ガス切断、鉛含有塗料やカドミウムで塗装されたエリアの研磨、が例に挙げられる。
天候	<ul style="list-style-type: none"> 現場に洪水が発生する可能性はないか？もしそうであるならば、仮設工事および本設工事でハザードをどのように最小化できるか？ 現場に落雷が発生する可能性はないか？もしそうであるならば、仮設工事および本設工事でハザードをどのように最小化できるか？ 現場にいる作業員の安全衛生に影響を及ぼす可能性のある有害な気象条件はないか？ 極端な気温や湿度が機器の使用に及ぼす影響はどのようなものか？
その他	<ul style="list-style-type: none"> 他に取り組みが必要な主要なハザードは存在するか？ 将来的な解体に備え、プレテンション方式もしくはポストテンション方式のケーブル等の頑丈な蓄積エネルギー供給源を図面上明らかにし、強調しておくことはできるか？ 建造物もしくは構造物を大幅に変えることになった改造について留意を促すことができるか？ 入居済み建造物内の既存のユーティリティの中断を避けることができるか？

これらの問いへの答えからハザードが特定された後、特定されたハザードは次に設計リスク記録フォームに記載されなければならない。設計検証チームはハザードに取り組む当事者に合意する。ハザードは対処が実施され単にファイアイルされているだけではないことを確認する。フォローアップ・レビューが実施されなくてはならない。検証チームによるその他の検討項目もしくはリスクを低減するための採られる行動は、全ての関連情報が記録されることを徹底するために、設計リスク記録フォーム内に記載されなければならない。

手引き-1で焦点があてられた設計にかかると問題は、設計者が詳細設計を行うときに設計者によって対処される。従って、手引き-2は、新たなハザードを特定するセッションであると共に手引き-1で挙げられたハザードが排除もしくは低減されていることを確認するものである。

6.6 手引き-3 サンプル：建設前段階における検証

仮設工事設計は建設契約の作業領域の一部であるが、仮設工事はコンサルタントがそのクライアントに代って設計することもある。

手引き-3は設計検証チームに仮設工事設計に伴うリスクを特定し対処するツールを提供することを目的とする。

手引き-3には通常、以下が記載される。

事業主もしくはコンサルタントによる設計

- 現場調整の指示書もしくは仕様書、設備および日程計画に関する要件
- 本設工事建設のための中間作業の指示書もしくは仕様書

施工者による設計

- 現場調整と設備のための暫定的作業
- 本設工事建設のための暫定的作業

手引き-1および手引き-2も関与する主な関係者と共に、施工者と施工者が任命する設計者は手引き-3のプロセス設計検討チームに参画しなければならない。手引き-2と同様に、関連情報がDfSリスク登録に提出され記録されるよう適切な文書化が行われることが重要である。

以下のような間いを利用することが、手引き-3の設計検証チームの役に立つであろう。問いは重要な問題に焦点をあてているが、これらは全てを網羅するものではなくチームの参考として位置付けられるものである。従って、チームはハザードおよび主な関係者の懸念を特定するためにブレインストーミング・セッションを実施すべきである。

検討事項		特定されたハザードの詳細
仮設工事と順序	<ul style="list-style-type: none"> 臨時手段の代わりにそれよりも安全なアクセス手段を利用することは可能か？ 起こり得る倒壊や地盤移動について早期警告情報を提供するモニター装置を設置することは可能か？ 	

	<ul style="list-style-type: none"> 建設段階で利用できるような常設の階段や昇降機を先駆けて完成させることは可能か？ 設計は建設期間中の作業工程に影響を及ぼすものか？ 建設中に必要な仮設工事を早い段階で計画することは可能か？例えば、設計段階において空間的考慮を計算に入れるようにするために必要な仮設工事のタイプや位置を特定する。施工者に留意を促す必要のある建設にかかると特別な検討事項はないか？ 建設順序が、追加的支柱を必要とするような不安定な段階を作り出すことはないか？ 恒久構造物や仮設構造物の過負荷や倒壊が予防できるような設計に適切な安全要素を組み込むことは可能か？ 掘削中に基底の隆起や配管がある可能性はないか？ 建設計画に起因する地盤沈下は発生しないか？ 機器を監視する適切なスケジューリングは組まれているか？ 仮設工事の除去作業中に近隣の構造物に悪影響を及ぼすことはないか？ そのような悪影響を低減もしくは最小化する代替案もしくは手段はないか？
専門家による設計	<ul style="list-style-type: none"> 専門家による設計要素に関して施工者が検証すべき安全上の懸念はないか？ このような懸念を低減するために代替となる安全な作業慣行を用いることはできないか？
天候	<ul style="list-style-type: none"> 現場に洪水が発生する可能性はないか？もしそうであるならば、仮設工事および本設工事でハザードをどのように最小化できるか？ 現場に落雷が発生する可能性はないか？もしそうであるならば、仮設工事および本設工事でハザードをどのように最小化できるか？

その他	<ul style="list-style-type: none"> 現場にいる作業員の安全衛生に影響を及ぼす可能性のある有害な気象条件はないか？ 極端な気温や湿度が機器の使用に及ぼす影響はどのようなものか？ 手引き-1および手引き-2で特定されたリスクおよびハザードは取り組みが行われ低減されたか？
-----	---

これらの問いへの答えからハザードが特定された後、特定されたハザードは次に設計リスク記録フォームに記載されなければならない。検証チームはハザードに取り組み当事者に関して合意する。ハザードは対策が実施され単にファイルされているだけでないことを確認する。フローアップ・レビューが実施されなくてはならない。検証チームによる他の検討項目やリスクを低減するために採られる行動は、全ての関連情報が記録されるよう設計リスク記録フォーム内に記載されなければならない。

注)

DFS 規則では、建造物や構造物のライフサイクルにおいて最終的に誰かが遭遇する可能性のある残存リスクを文書化、および/または強調することが求められている。関係者は排除もしくは低減されたハザードに関する設計段階のリスクの記録を保持したいかどうか決めることができる。

手引き-3の手順を実施することとは別に、手引き-1と手引き-2で特定されたリスクが排除もしくは低減されることを確認する、更に詳しい設計検討セッションが開催されなければならない。

7. 付録

付録 1： 計画法の第 3 条 (1) に定められる「開発」の定義 計画法 (232 章) 「開発」の意味

- (1) この法律の第 (2) 項および第 (3) 項に従い、文脈上他の意味に解すべき場合を除き、「開発」は、陸地上、陸地下の建造、土木工事、採掘、掘削およびその作業、または建造物や陸地の利用に重大な変更を加えることを意味し、「開発」と「開発作業」はこれに従って解釈されるものとする。
- (2) 以下の作業もしくは陸地の利用はこの法律の解釈上、陸地の開発に関わるものと見做さない。
 - ・ 建造物の概観や床面積に大きな影響を及ぼさない、建造物のメンテナンス、改善、その他の改造のための作業の実施
 - ・ この項の解釈上における、軽微な作業、予備作業の実施および監督官庁によって告示される土地の一時的利用
 - ・ 法的機関による、街路のメンテナンスや舗装に必要とされる作業である、街路の境界線内での陸地上の作業の実施
 - ・ 法的機関による、下水道、水道、電線やその他の設備の敷設、点検、修復、再生のための作業の実施、これを目的とした街路やその他陸地の開拓を含む作業の実施
 - ・ 1998 年害虫・殺虫剤管理法 (1998 年法 24) (Control of Vectors and Pesticides Act 1998 (Act 24 of 1998)) で承認され必要とされる行為の実施
 - ・ 以下のような住宅での趣味に付随した目的での、既存の建造物や住宅の中庭にある土地の利用
 - ・ 農芸や造林 (植林等) を目的とした土地の利用、およびそれらを目的として使われる土地付きの所有建造物の利用
 - ・ 第 61 条に定められる規則に既定されている分類に属するものを目的として利用される建造物や土地の場合、同分類に属するものとした建造物や土地またはそれら一部の利用
- (3) 疑義を避けるために、この条項の解釈上、次のように明言されている。
 - ・ 以前に単体の家屋として使用されていた建造物が 2 つ以上の別棟の家屋として使用される場合、建築物の使用およびそのように使用される各棟に重大な変更を伴うものとされる。

設計リスク記録フォーム見本

安全衛生リスクアセスメントフォーム参考例													
プロジェクト名称													
会社名 :													
検討内容 :						実施担当者 :							
検証実施日 :													
次回検証日程 :													
手順/場所 :													
通し番号	設計の検証	リスク	特定されたハザード	リスクアセスメント			これらのハザードは設計から外すことが可能か?	推奨される管理措置	残存リスクレベル			更なる検証の必要性	対応担当者
				深刻度	発生の見込み	リスクレベル			深刻度	発生の見込み	リスクレベル		

注) この設計リスク記録フォームは見本であり、適切な場合に他のフォーマットを利用することができる。

付録 2： WSH (DFS) 規則に定められる責務の概要

以下の表は WSH (DFS) 規則が定める様々な関係者の責務を示すものである。

関係者	責務
<p>発注者</p>	<p>一般的な責務</p> <ul style="list-style-type: none"> • 予見可能なあらゆる設計段階のリスクが合理的に実施可能であれば排除されるよう徹底する。 • 設計段階の予見可能なリスクを排除することが合理的に実施可能でない場合、発注者は設計段階のリスクを合理的に実施可能な範囲でできるだけ低くしなければならぬ。 • リスクを低減するには、設計段階のリスクを初期から低減し、個々の保護手段ではなく共同保護手段が採られるべきである。 • 任命された設計者、施工者および DFS 専門家全員がその責務を果たすための職務遂行能力を有していることを徹底する。 • 任命された設計者と施工者全員に、その責務を履行するための十分な時間とリソースが与えられるようプロジェクトの計画、運営を行う。 • 任命を受けた設計者と施工者全員に、関連情報を提供する。 <p>DFS 検証会議</p> <ul style="list-style-type: none"> • DFS 検証会議を招集し、予見可能な建設段階の全てのリスクを特定し、予見可能な設計段階のそれぞれのリスクをどのように排除することができるか、もしくは排除することが合理的に実施可能でない場合にどのように低減できるかを協議する。 • DFS 検証会議には関連する設計者および施工者全員が出席するよう徹底する。 <p>DFS 登録の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> • 全ての DFS 検討会議およびプロジェクトの設計段階の全ての残存リスクに関する情報と記録を含む DFS 登録の保管を行う。 • DFS 登録が最新の状態に保たれることを徹底する。 • プロジェクトに任命された設計者および施工者全員が DFS 登録を閲覧できることを徹底する。 • DFS 登録が、登録職場検査機関による検査時にすぐに提示できるようにしておく。

- 元々は人の居住用に建設されていない建造物を住居として使用する場合、建造物の使用に重大な変更を伴うものとされる。
- 元々は居住用として建設された建造物や建造物の一部を他の目的で利用する場合、建造物の使用に重大な変更を伴うものとされる。
- 建造物の解体、改築、増築は開発と見做される。
- 建造物の外側の箇所に広告表示に利用する場合で建造物が通常はどのような目的で使用されていないければ、建造物の使用に重大な変更を伴うものとされる。
- 土地にごみや廃棄物を堆積させることは、土地がそのような目的で既に敷地内にあつたかどうかに関わらず、次のような場合に土地の使用に重大な変更を伴うものとされる。
 - 堆積場所の表面積が拡大する。
 - 堆積の高さが拡大し敷地付近の土地の高さを超える。
- (2) 項 (h) の既定に従い、建造物や建造物の一部が、建造物が建設された元々の目的以外で使用される場合は、建造物の使用に重大な変更を伴うものとされる。
- 2009 年記念建造物保護法 (Preservation of Monuments Act 2009) でそれに対して安全命令が発令されている記念建造物に対してもしくは記念建造物上に外側・内側を問わず、装飾、塗装、改装、建築作業を行うことは建築工事と見做される。
- 単体で存する建造物として、別表 2 (Second Schedule) に規定される使用目的のために使用、運営されることが承認もしくは認可された建造物もしくは建造物の一部を、2 つ以上の別々に存するものとして使用や運営を行うことは、建造物もしくは建造物の一部の使用に重大な変更を伴うものとされる。

<p>Dfs 専門家への発注者責務の委任</p> <ul style="list-style-type: none"> 発注者は以下の責務を Dfs 専門家に委任することができる。 <ul style="list-style-type: none"> - Dfs 検証会議の開催 - Dfs 登録の維持 発注者は、Dfs 専門家が責務を果たせるよう Dfs 専門家に対して必要な情報を提供しなければならない。 <p>Dfs 登録の引き継ぎ</p> <ul style="list-style-type: none"> 発注者が構造物におけるその権利を処分する場合、プロジェクトの権利を取得する者に Dfs 登録が渡されるよう徹底する。そして発注者はプロジェクトの権利を取得する者に Dfs 登録の本来の意味と目的を伝える義務がある。 区分所有建造物については、区分所有建造物の区分所有管理会社に登録が渡されるよう徹底する。発注者は区分所有建物業管理会社に Dfs 登録の本来の意味と目的を伝えなければならない。 <p>Dfs 検証会議</p> <ul style="list-style-type: none"> Dfs 検証会議を招集し、予見可能な建設段階のリスクを特定し、予見可能な設計段階のそれぞれのリスクをどのように排除もしくは低減できるかを協議する。 Dfs 検証会議には関連する設計者および施工者が出席するよう徹底する。 <p>Dfs 登録の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての Dfs 検討会議およびプロジェクトの設計段階の全ての残存リスクに関する情報と記録を含む Dfs 登録の保管を行う。 Dfs 登録が最新の状態に保たれることを徹底する。 プロジェクトに任命された設計者および施工者全員が Dfs 登録を閲覧できることを徹底する。 Dfs 登録が、登録職場検査機関による検査時にすぐに提示できるようにしておく。 <p>発注者への最新状況の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> Dfs 検証会議後、実施可能な範囲で速やかに、特定された予見可能な設計段階の全てのリスクに関する情報、およびそれらをどのように排除もしくは低減することができるかという情報が発注者に提供される。 新たな情報や記録が加えられれば、発注者に最新の Dfs 登録を提示する。 	
---	--

<p>設計者および代理設計者</p> <ul style="list-style-type: none"> 合理的に実施可能な範囲で予見可能な設計段階の全てのリスクを排除した設計プランを策定する。 予見可能な設計段階のリスクを排除することが合理的に実施可能でない場合、施工者を任命した者に対して、設計段階のリスクを合理的に実施可能な範囲でできる限り低く抑えることができると考えられる設計プランへの修正を提案する。 リスクを低減するには、設計段階のリスクを初期から低減し、個々の保護手段ではなく共同保護手段が採られるべきである。 設計者を任命した者に、設計、建設や構造物のメンテナンスに関連する情報を提供する。 発注者からの要請に応じ Dfs 検証会議に出席、参加する。 任命された設計者（代理設計者という。）が、規則に則ってその責務を果たすための職務遂行能力を有していることを徹底する。 代理設計者に関連情報が提供されるよう徹底する。 代理設計者が任命されたとしても、設計者は引き続きその責務に責任を負う。 施工者を任命した者に予見可能な設計段階のリスクについて報告する。 施行施工者が任命した設計者が職務能力を有していることを徹底する。 施工者が雇った設計者に、その責務を履行するために役立つ関連情報が提供されるよう徹底する。 施工者が雇った請負施工者が職務遂行能力を有していることを徹底する。 施工者が雇った請負施工者に、その責務を履行するために役立つ関連情報が提供されるよう徹底する。 発注者からの要請に応じ Dfs 検証会議に出席、参加する。 	<p>施工者（主施工者および請負施工者）</p> <ul style="list-style-type: none"> 区分所有建造物ではない構造物については、Dfs 登録を保管する。 区分所有建造物ではない構造物については、検査機関から要請があればすぐに Dfs 登録が提示できるよう徹底する。 <p>登記上の所有権者</p>
--	--

付録3： 職場安全衛生（WSH）法令一覧

職場安全衛生（WSH）法

- WSH（職場の安全衛生に関する担当者）規則
- WSH（一般規定）規則
- 2007年WSH（建設）規則
- WSH（応急手当）規則
- WSH（事故報告）規則
- WSH（リスクマネジメント）規則
- 2008年WSH（工場登録）規則
- 2008年WSH（職場安全衛生諮問委員会）規則
- 2008年WSH（吹付け作業）規則
- 2009年WSH（爆発物）規則
- 2009年WSH（閉鎖空間における作業）規則
- 2009年WSH（安全衛生に関するシステムおよび監査）規則
- 2011年WSH（騒音）規則
- 2011年WSH（健康診断）規則
- 2011年WSH（クレーンの操縦）規則
- 2011年WSH（足場）規則
- 2013年WSH（高所作業）規則
- 2014年WSH（アスベスト）規則

	<ul style="list-style-type: none"> • 次に構造物の権利を取得した者にDfS登録を提供する。 • 構造物の権利を取得した者がDfS登録の本来の意味と目的を認識していることを徹底する。
区分所有管理会社 （区分所有建造物が対象）	<ul style="list-style-type: none"> • DfS登録を保管する。 • 検査機関から要請があればすぐにDfS登録が提示できるように徹底する。

WSH（DfS）規則に述べられている責務を遵守することは別に、責務保持者は職場安全衛生法および補足規則を遵守することが求められる。補足規則の一覧については付録3を参照のこと。

付録 4： 設計作業の一覧

まれる。

土木および地盤工事

設計インプットには、図面、詳細設計、分析、見積もり、仕様書および数量表、ターミノロジー、定義、使用材料と説明、製造物、パフォーマンステータス要件、試験方法に加えて、埋め立て・盛土、基礎、道路工事、排水・下水道システム、橋梁・土地の測量等の、土木・地盤作業分野における優良事例が含まれる。

建築構造と基礎工事

設計インプットには、図面、詳細設計、分析、見積もり、仕様書および数量表、ターミノロジー、定義、使用材料と説明、パフォーマンステータス要件、試験方法に加えて、鉄筋コンクリート、鉄骨・金属複合材料、プレキャスト・プレストレストのコンクリートを使った建築構造と基礎工事、高層建築構造における優良事例が含まれる。

建築設備（機械・電気設備）

設計インプットには、図面、詳細設計、分析、見積もり、仕様書および数量表、ターミノロジー、定義、使用材料と説明、製造物、パフォーマンステータス要件、試験方法に加えて、建造物の機械・電気設備、配管・水回りの設計、設置、メンテナンス、試験、コミッションングに関する優良事例が含まれる。

建築作業

設計インプットには、図面、詳細設計、分析、見積もり、仕様書および数量表、ターミノロジー、定義、使用材料と説明、製造物、パフォーマンステータス要件、試験方法に加えて、屋根工事、ファサード、扉、壁・床面仕上げ、塗装、パニッシュ加工、また壁面緑化を含む造園等の、建造物のコンポーネントを取り巻く建築作業分野の優良事例が含まれる。

建設管理および解体作業

設計インプットには、図面、詳細設計、分析、見積もり、仕様書および数量表、ターミノロジー、定義、使用材料と説明、製造物、パフォーマンステータス要件、試験方法に加えて、初めから終わりまでのプロジェクトの建設に関する効果的な管理手法を含む優良事例が含まれる。

設備管理、および増築・交換作業

設計インプットには、図面、詳細設計、分析、見積もり、仕様書および数量表、ターミノロジー、定義、使用材料と説明、製造物、パフォーマンステータス要件、試験方法に加えて、建造物のメンテナンスと修復、エネルギー節約、室内空気の質、建造物の水準を高めることに関する優良事例が含まれる。

防火設備とメンテナンス

設計インプットには、図面、詳細設計、分析、見積もり、仕様書および数量表、ターミノロジー、定義、使用材料と説明、製造物、パフォーマンステータス要件、試験方法に加えて、アクティブ、パッシブ両方の防火対策の提供とメンテナンスの設計、設置、メンテナンス、試験とコミッションングに関する優良事例が含まれる。アクティブな防火手段（Active Fire Protection、AFP）には、消火システム、スプリンクラーシステム、火災探知・警報システム、排煙・排熱システムおよび換気システムが含まれる。パッシブな防火手段（Passive Fire Protection（PFP））には、耐火性壁材・床材、区画化、防火ダンパー・防火ドアアークオーバー、および発泡性防火塗料等を利用することを通じて建造物全体を区画化することが含

付録 5： 代表的な設計者一覧

付録 4 には作業の全体的なスキームが示されるが、設計者には以下が含まれる。

1. 建築士、土木・地盤・構造技術者、建築設計士、技師、防災設備技術者、インテリアデザイナー、造園建築士、都市プランナー、および設計の一部に従事（例えば新規開発案件の排水設備を設計する排水設備技術者）もしくは全般的な責任を負う設計実務に従事するその他全ての者、建築設備設計者、工務店、その他換気、電機システム、常設消火設備の設置等、構造物の一部である設備を設計する者
2. 設計マネージャーや具体的な材料を要請する積算士や新規建造物のために具体的なレイアウトを要求するクライアント等、設計を指定もしくは変更する者、もしくは具体的な作業方法や材料を利用するよう特定する者
3. 手法を設計する建設設備設計者、その他、恒久構造物の一部を成す（昇降機、暖房、換気、電機システム、等）設備を設計する者、例えば、恒久的消火設備を設置する専門家プロバイダー
4. 選択が未定の場合に材料の買付を行う者、例えば建築用ブロックを買い入れ、煉瓦職人が取り扱わなければならない重量を決定する者
5. プロジェクトへの貢献の一環として設計作業に従事する施工者（例えば、設計、調達、建設管理業務を提供するエンジニアリングコントラクター）
6. 型枠、仮構、足場・鋼鉄矢板、カーテンウォール・ファサードの維持計画、足場、鋼鉄矢板の設計を含む仮設工事技師
7. 設計を策定する現場設計者を含むインテリアデザイナー

付録 6： 設計者が影響力を持つ分野

設計者が手引きの工程を実施するのに役立つよう、このセクションでは設計者が直接的影響を持つ分野を特定する。リストには全てが網羅されているわけではなく、また全ての項目がプロジェクトに当てはまるわけではないことを理解しなければならない。設計者が認識すべき項目は以下の通りである。

1. 建造物もしくは構造物の設計においては、次のような現場のハザードに起因するリスクを考慮すべきである。
 - 地下施設
 - 敷地内および敷地への車両の流れ
 - 敷地内や敷地周辺の歩行者の動き
 - 近隣の建造物の状況と近さ
2. 以下のような手段により、健康に対するハザードを設計から外す。
 - 有害性の低い物質を特定する（例えば、非溶剤もしくは難熔性の接着剤や水性塗料）
 - 含有されるアスベストの拡散、煉瓦造りやコンクリートに埋め込まれたチエースの切断、地面への材打ち工事、コンクリート削り、手作業での地下道の掘削、ガス切断、鉛含有塗料やカドミウムで塗装されたエリアの研磨等、有害な噴煙、気化物質、粉塵、騒音、振動を発生させる工程を回避する
 - 扱いやすい材料を特定する（例えば、軽量の建築用ブロック、取り扱いやすいような型枠の重量を制限）
3. 安全に対するハザードを設計から外す。
 - 特に梯子からの作業が求められる場合、もしくは安全なアクセス手段を提供することができない場合に、可能であれば高所作業の必要性を排除する
 - 脆い屋根材を取り除く、もしくは屋根へのアクセスルート（例えば作業の足場）を設計する
 - 公共区域内や幹線道路上での深く距離が長い掘削は除外する
 - 建設中に重大な火災リスクを生む可能性がある材料を排除する
4. 敷地内での有害な作業を最小化するため、例えば以下のようにプレハブ工法を検証する。
 - 鉄骨構造物等、地上で組み立てを行い設置する場所に安全に持ち上げるといった設計要素を採り入れる
 - 発生する粉塵の量を削減できるよう、管理された状態のもとで現場から離れて切断を行う鋼部材を特定する
 - 火災や燃焼リスクを低減するため現場での溶接を最小化し、プレハブ加工で取り付けたナットとボルトを接合部品として利用する。
5. 高所作業の必要性を排除することができない場合に、転落のリスクを低減もしくは排除する要素
 - 常設のアクセス手段（例えば階段）を早めに設置することで梯子や足場の利用を削減

- ・ 作業の足場を設置できない場所に救命索や安全ハーネスを配備するためのアンカーポイント
6. 以下のような手段により、安全な建設を簡素化する設計を行う。
 - ・ 吊り上げポイントをプレハブ加工部材に示し、その重さおよび重量があったり嵩張ったりする部材の重心を図面とプレハブ加工部材に印す。
 - ・ 建設中に必要な仮設工事を準備する。
 - ・ ボルトの取り付けが行われている間、支えのために方杖を利用して人が床に立ちながら簡単に取り付けが行えるよう、地面と垂直の鉄骨構造物の部材のジョイントを設計する。
 - ・ 組み立てを間違えるリスクを最小限にするよう部材の接合箇所を設計し、接合の仕方を図面に明確に示す。
 - ・ 外側の被覆物を安全に設置できるように設計を行う（例えば、建造物の内側からの被覆物の設置）。
 7. 最悪のシナリオを特定し、次のような予防対応措置を講じる。
 - ・ 恒久構造物や仮設構造物の過負荷（静態圧力、動的圧力、衝撃的圧力）や倒壊が起きないよう適切な安全要素を設計する
 - ・ 起こり得る倒壊や地盤移動について早期警告情報を提供するモニター装置を設置する
 - ・ 緊急事態が発生した場合の多数の人たちのための緊急避難ルート
 8. 以下のような手段により、将来的な点検、メンテナンス、清掃作業がしやすい設計を行う。
 - ・ 屋上や機械・電気（M&E）スペース等への安全な常設アクセス手段を提供する
 - ・ ファサードの塗装・メンテナンス、鉄骨構造物上の防火材料の塗り直し等ができるよう安全な臨時的アクセス手段を準備する
 - ・ 機械・電気（M&E）エリアに適切な作業スペースを提供する
 - ・ メンテナンスや交換の頻度が低くなる塗料や材料を利用する
 - ・ 例えば窓、壁面の縁等を内側から清掃しやすいファサードの造形を設計する
 - ・ 近づきやすい場所に制御盤、配電盤を設置する
 - ・ 入居期間中の安全な歩行者の動きや車の流れを考慮する。
 9. 将来的な計画のために解体にかかる特異なハザードを特定する。
 - ・ プレテンション方式もしくはポストテンション方式のケーブル等、頑丈な蓄積エネルギー
 - ・ 特異な静的安定性コンセプト
 - ・ 構造物を大幅に変えた改造
 - ・ 露出や撤去によって新たなハザードを生み出す可能性がある埋め込まれた物質、ユーザーリテイ、加工品

設計者は、その創造性が上記に制限されるべきではないことを認識しなければならぬ。設計者は特定された全てのハザードを設計から外す必要はなく、ハザードのリスクレベルを測り、合理的に可能な範囲で、ハザードを排除するかもしくはリスクを許容水準にまで低減する対応措置を採り入れて設計からリスクを排除する。

付録 7： 注意書き

「注意書き」を通じて残存リスクの効果的な伝達を最大限に実現することが推奨される。このような注意書きは影響を受ける者がその仕事の当然な経過の中で注意を向ける文書に記載されるべきである。

- 建設において：注意書きは契約書類（施工図、作業詳細、仕様書、事前調査）に含まれるものとする。施工者はこのような注意書きを、現場の作業員に配布される製作図、方法書、建設計画文書等に転載する。
- メンテナンスにおいて注意書きは、通常は建造物の引き渡し後に建造物の所有者に渡される運営・メンテナンスマニュアル（アズビルト図面を含む）の中に記載されるものとする。
- （職場として使用される建造物が）入居済みの場合に、注意書きは標準作業手順書に記載されるものとし、標準作業手順書は、適切であれば、建造物の引き渡し時に建造物の所有者に渡されてもよい。

図面上に記載された注意書きの見本は次ページに示す通りである。

付録 8： メンテナンス戦略レポート

初期段階の設計プロセス期間中、設計者はメンテナンス戦略レポートを通じてメンテナンス作業のアクセス戦略に関する提案と要件を文書化しなければならず、これはDFS登録に加え入れられなくてはならない。設計者は次のようなメンテナンス活動に関連する主な特質を特定しなければならぬ。

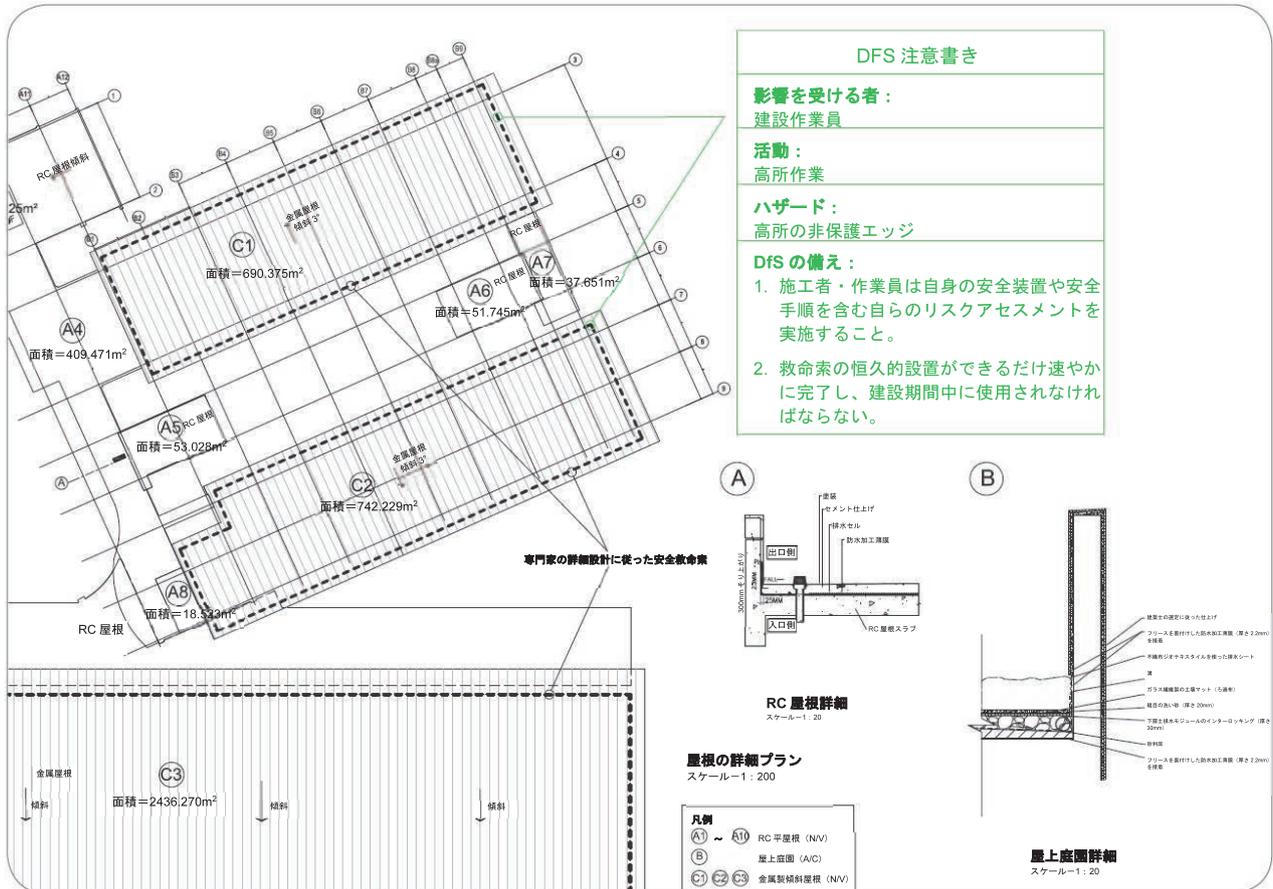
- 特定の方法で実施される
- メンテナンス作業員や建造物の利用者の安全衛生に影響する
- 例えば、計画、調整、実行において規律あるアプローチを必要とする

アクセス戦略およびメンテナンス作業方法を策定するにあたって、設計者は設計を管理する、もしくは設計に影響をもたらず専門的知識および/または能力を有する関係者（例えば、クライアント、技師、施工者、ファシリテーター・マネージャー、DFS専門家、プロダクトの専門家、製造者）に諮問し、リスクと適切な解決法を特定しなければならぬ。

通常のレポートはメンテナンス作業を請け負う者に通知する十分な詳細を含んでいなければならない。報告書の内容は以下を含むものであるが、これらに限定されない。

- メンテナンス作業に関連した建造物の主な特質
- 予想されるメンテナンス作業とその頻度
- 推奨される作業機材および、アクセスのしやすさとメンテナンスの生産性を確保するために採用した方法
- 具体的な安全対策

メンテナンス戦略レポートの見本は次ページに示す通りである。



ファサードのメンテナンス戦略

A. 外面積

	建築面積／構成要素	定期的なメンテナンス	主なメンテナンス	解決策		コメント
1	高層建築：ファサードのカーテンウォール <ul style="list-style-type: none"> 地上から屋根までの全長 窪みや隆起等、全ての仰角 	<ul style="list-style-type: none"> ファサードの清掃と点検 	<ul style="list-style-type: none"> 窓ガラスの交換 カーテンウォールの修復 ファサードの照明の修理 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的なメンテナンス 主なメンテナンス 	A	<ul style="list-style-type: none"> ファサード全面にアクセスするモノレールシステムを使った常設の吊り上げ作業台 ファサードシステムに組み込まれたレストレイント
2	高層建築：外側プランター	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な点検と清掃 植栽、剪定、施肥 	<ul style="list-style-type: none"> 設備や土壌の交換 排水や灌漑の修復 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的なメンテナンス 主なメンテナンス 	A	<ul style="list-style-type: none"> 全てのプランターにアクセスするモノレールシステムを使った常設の吊り上げ作業台 ファサードシステムに組み込まれたレストレイント プランターを吊り下げる保護レール
4	高層建築：入口のガラス製張り出し屋根 <ul style="list-style-type: none"> 構造要素の上部と底面 	<ul style="list-style-type: none"> 清掃 照明の交換 	<ul style="list-style-type: none"> 窓ガラスの交換 建築設備の修復（排水、電機設備等） 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的なメンテナンス 主なメンテナンス 	B	<ul style="list-style-type: none"> 自動推進型アクセス作業台を利用したアクセス 消防車用舗装道路を通じてアクセス可能 張り出し屋根の表面に設置された落下阻止システム
5	舗装道路	<ul style="list-style-type: none"> 清掃 	<ul style="list-style-type: none"> 被覆物の修復 建築設備の修復（排水、電機設備等） 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的なメンテナンス 主なメンテナンス 	C	<ul style="list-style-type: none"> 地上階の歩道を通じてアクセス可能 張り出し屋根の表面に設置された落下阻止システム

8. 謝辞

職場安全衛生評議会と人材省は、本文書の発行に際しその貴重な支援と協力に対して、安全設計（DfS）能力開発分科会に感謝の意を表す。委員会には、以下の組織からの代表者および建築建設業界の専門家が含まれる。

シンガポールコンサルティンゲンジニア協会（Association of Consulting Engineers Singapore（ACES））
 建築建設庁（Building and Construction Authority（BCA））
 公共事業管理センター（Centre for Public Project Management（CP2M））
 人材省（Ministry of Manpower（MOM））シンガポール工学会（Institution of Engineers Singapore（IES））
 シンガポール不動産開発業者協会（Real Estate Developers Association of Singapore（REDAS））
 専門家によるシンガポール・トレード・アライアンス（Specialists Trade Alliance of Singapore（STAS））
 シンガポール建築士協会（Singapore Institute of Architects（SIA））
 シンガポール施工者協会法人（Singapore Contractor Association Limited（SCAL））
 職場安全衛生（WSH）評議会

職場安全衛生評議会は、表紙画像にかかるその尽力に対して architects61 Pte.Ltd.に謝意を表したい。

B. 内面積

建築面積／構成要素	定期的なメンテナンス	主なメンテナンス	解決策	コメント
6 アトリウム	<ul style="list-style-type: none"> 窓ガラスの清掃 日除け設備の清掃 照明の交換 	<ul style="list-style-type: none"> 窓ガラスの修復もしくは交換 天井や日除け装置の修復 建築設備の修復 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的なメンテナンス 主なメンテナンス 	D <ul style="list-style-type: none"> 吊り下げ作業台に作業員を持ち上げるホイスト

凡例

ソリューションA—モノレールシステムの吊り下げ作業台

ソリューションB—自動推進型アクセス作業台

ソリューションC—ロープによるアクセス

ソリューションD—作業員を持ち上げるホイストもしくはその他適切な手段

メンテナンス戦略レポートに関する更なる詳細は、建築建設庁（BCA）が発行するメンテナビリティのための設計チェックリストを参照されたい。

人材省との共同により職場安全衛生評議会が
2016年に発行

無断転用禁止文書の内容は全部であれ一部であれ事前の書面による許可なくしていかなる形態いかなる手段であれ、複製、転載することを禁止する。本文書に含まれる情報は発行時点において正確なものである。職場安全衛生評議会は、本文書に起因して発生するいかなる損失または損害についていかなる当事者にも責任・義務を負うものではない。

本文書は職場安全衛生評議会
ウェブサイト (www.wshc.sg) で見ることができ
る。
メールアドレス : contact@wshc.sg



